

# 温泉地域研究

第 34号

2020年 3月

## 論文

- 阪神・淡路大震災の際の神戸市及び有馬温泉での被災者に対する  
 入浴支援に関する一考察 …………… 岡村慎一郎 (1)  
 若者の温泉入浴における入れ墨・タトゥーの意識調査について  
 ～観光学専攻学生へのアンケートを通して～ …………… 高橋 祐次 (13)

## 研究ノート

- ドイツ・オーストリア温泉保養地の持続的発展に関する考察  
 ---- ミュンヘン・ザルツブルク近郊の事例研究 …………… 大國 道夫 (25)  
 温泉地への再訪動機と懐郷についての一考察  
 -山形県肘折温泉を事例として- …………… 永岡 圭介 (33)

## 研究会発表

- いれずみに対する日本人の眼差し …………… 小野 友道 (41)  
 憲法から入れ墨と入浴問題を考える …………… 前田 聡 (45)

## 書 評

- 森本兼襄・阿岸祐幸編：『温泉・森林浴と健康』…………… 西村 理恵 (49)

## 温泉地情報

- 地震被害から復興へ ホットな地域づくりー島根県三瓶山地域  
 …………… 高橋 秀明 (50)

- 学会記事 …………… (52)

日本温泉地域学会

# 阪神・淡路大震災の際の神戸市及び有馬温泉での 被災者に対する入浴支援に関する一考察

## A Study of the Bathing Support Activities for Victims in Kobe City and Arima Spa due to the Great Hanshin-Awaji Earthquake

岡村 慎一郎\*  
Shinichiro OKAMURA

キーワード：阪神・淡路大震災 (the Great Hanshin-Awaji Earthquake) ・神戸市 (Kobe City)  
・有馬温泉 (Arima Spa) ・入浴支援 (bathing support activities) ・共助 (mutual assistance)

### 1 はじめに

1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災から25年が経った。気象庁HP『阪神・淡路大震災から20年』特設サイト』によれば、大阪管区気象台発表の第1報は震度5以下の各地の震度であり<sup>1)</sup>、神戸海洋気象台観測の震度6のデータは、専用回線が切断したために管区に送られなかったという<sup>2)</sup>。図1のとおり、後の調査で震度7と決定したこの震災での被害は甚大で、神戸市発行の『震災10年

～神戸の記録』(2004)によれば、市内の死亡者は4,571人、負傷者は14,678人、また、ピーク時の避難所は599カ所(1月26日)、避難人数は236,899人(1月24日)に及んだ<sup>3)</sup>。

当時の報道は、衝撃的だが断片的なものが多い。この背景には、主要なメディアの支社がある同市が被災したため、各社が応援体制を組んだ面がある<sup>4)</sup>。このため、地域をよく知らない人でも目に止まる高速道路やビルの崩壊、火災等の印象的なものが多く、この図

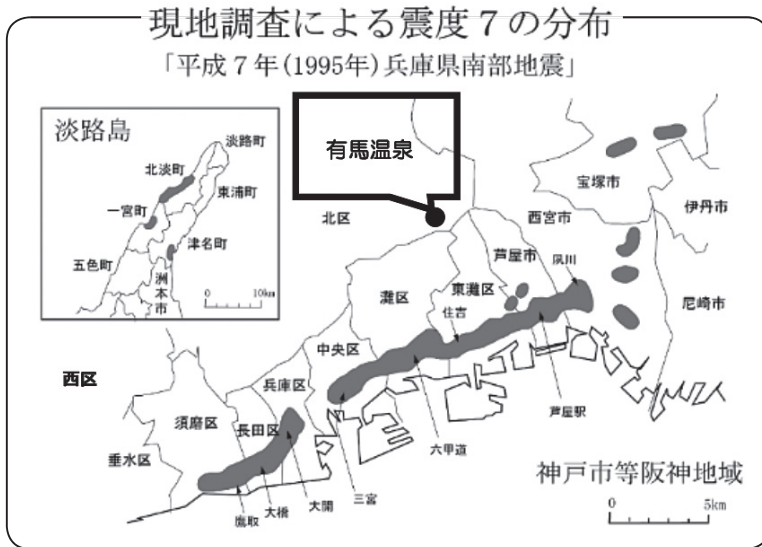


図1 神戸市区等の境界と有馬温泉  
(出典) 前掲1) の分布図に筆者加筆。

\*元横浜市役所職員 Former Yokohama City Official

にある同市中心部の三宮や大火があった長田等と重なっている。また、同年は地下鉄サリン事件や統一地方選挙等があった<sup>5)</sup>こともあり、国全体としては必要はないが、被災者が必要とする生活関連情報について、メディアは全国的には取り上げなくなっていった。

当時の野中広務・自治大臣兼国家公安委員長は、震災翌日にヘリコプターで被災地を視察した。その回顧録には、「…兵庫県には有馬温泉があるし、山陰海岸にも温泉があるんだから、人心を安心させるために温泉に疎開させろ。…」とあり<sup>6)</sup>、視界に入ったためなのか、具体的に有馬温泉等の地名を挙げている。同市は、異例の速さで生活再建築を執ったため、多くの被災者は容易に居住地を離れられなかった<sup>7)・8)</sup>。しかし、震災翌日の最低気温は氷点下に、また、21～22日の天候は雨、30～31日は一時雪となった<sup>9)</sup>。この震災の際に、ライフラインとしてトイレが注目された<sup>10)</sup>が、被災者のニーズは時の経過等によって変化する。被災者は次いで入浴を求めたはずであり、入浴も生活には欠かすことができない。

図1に追記のとおり、同市には有馬温泉があり、当地も被災者への入浴支援に関わったものと考えられるが、この地域の被災状況等は多く報じられていない。また、同市の『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』（2000）には「入浴施設確保対策」についての項目があるが、有馬温泉の動向には触れておらず、ボランティアによる入浴支援の取り組みについて、行政ではすべてを把握・調整することはできなかつたと総括している<sup>11)</sup>。本稿は、この震災における被災者に対する入浴支援活動に着目した。

## 2 研究の目的と方法

本稿は、阪神・淡路大震災の際に神戸市内で展開された被災者に対する入浴支援について明らかにする。また、同市には有馬温泉があることから、入浴支援からみた温泉地の果

たす役割や課題を防災の面から考察することを目的とする。

入浴施設が近くにあれば、被災者は利用しやすい。大西・門川（2000）は、当時を踏まえた同市の銭湯の役割を論じており<sup>12)</sup>、同市も近年、市の浴場組合連合会と協定を締結したが、自家風呂の普及や経営者の高齢化・後継者の課題等があり、銭湯は減少している<sup>13)</sup>。一方、有馬温泉は、通常は市内中心部から1時間足らずのところと位置する。災害時の温泉地に関し、遠藤・初澤（2017）は、東日本大震災時の福島県飯坂温泉で二次避難所となった旅館の事例から論じている<sup>14)</sup>が、この災害は原発事故を伴って広域に及んだ被災者の宿泊を伴うものであり、本稿で事例とした地域住民対象の入浴支援とは論点が異なる。

震災当時、行政の防災体制や対応へは多くの批判がなされ、同市も、広域避難場所や食料備蓄の不備等があった<sup>15)</sup>。各地方自治体は、以降の災害等を踏まえて順次、地域防災計画を改正しているが、現『神戸市地域防災計画』には「入浴施設確保対策」の項目<sup>16)</sup>のほかに、関連マニュアルもあり<sup>17)</sup>、これらはこの震災を踏まえていることが考えられる。一方、同市では有馬温泉旅館協同組合との間で福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した<sup>18)</sup>が、これらは行政として一定の実現可能な範囲の計画であって、実際の起こった災害の際にはより多くの支援活動があったであろうことが抜け落ちている。

本稿は、冒頭に有馬温泉を含む同市の被災状況を要約する。また、同市の現計画も視野に入れながら、同市及び有馬温泉での被災者に対する入浴支援をまとめた上で、防災の面から考察を試みた。この研究方法として、震災年度の段階で発行された各種の記録誌を重視して主要文献とした。これらは「人と未来防災センター」、及び有馬ふれあいのまちづくり協議会が運営・管理する「有馬文庫」の所蔵資料であるが、関係団体等から提供された

表1 神戸市の区別被害・避難状況表

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	垂水区	西区	北区	合計
死亡者(人)	1,471	933	244	555	919	401	25	11	12	4,571
負傷者(人)	1,763	1,013	721	947	1,163	540	189	80	85	6,501
全壊(棟)	13,687	12,757	6,344	9,533	15,521	7,696	1,176	436	271	67,421
半壊(棟)	5,538	5,675	6,641	8,109	8,282	5,608	8,890	3,262	3,140	55,145
全焼(棟)	327	465	65	940	4,759	407	1	0	1	6,965
半焼(棟)	22	2	17	15	13	9	2	0	0	80
部分焼・ぼや(棟)	21	94	30	98	62	26	6	2	2	341
ピーク時の避難所(箇所)	120	74	90	96	79	69	41	16	29	599
ピーク時の就寝者(人)	60,700	35,000	35,172	26,300	35,347	21,067	6,926	1,777	2,348	222,127
ピーク時の避難者(人)	65,859	40,394	39,090	26,300	55,641	21,728	4,747	1,787	2,360	236,899
仮設トイレ設置数(基)	806	480	412	381	658	232	66	-	6	3,041

(出典)前掲3)、「1」、前掲10)、151頁、前掲20)、20頁を基に筆者作成。

表2 神戸市北区内の避難状況

避難所(カ所)		管理運営(カ所)		開設期間(日)		避難者数(人)		就寝者数(人)	
指定	未指定	職員在住	自主	最小	最大	最大	延べ	最大	延べ
25	16	18	23	2	149	800	57,536	800	56,681

(出典)前掲20)、48頁を基に筆者作成。

資料等も加えて考察することとした。

### 3 神戸市の被災状況

震災当時、神戸市の気象庁の震度観測点は中央区1カ所だけで<sup>19)</sup>、各区の震度は不明である。表1は、神戸市北区役所発行の『阪神・淡路大震災 北区記録誌』(1996)による負傷者<sup>20)</sup>を含む、市内の人的・物的被害、及び被災者の避難状況を行政区別にまとめた。当時のメディア報道のとおり、市街地各区の被害は大きく、特に、長田区の火災被害は群を抜いている。

一方、多くの区域が六甲山系北部にある西区・北区の被災状況も軽微ではない。両区とも死亡者は2桁、負傷者は約80人、全・半壊

の建物は3,000棟を超えた。北区内の町別被害では、有馬温泉のある有馬町は最悪の数であったという<sup>21)</sup>。表2は、北区内の避難状況をまとめたが、有馬温泉の子どもが通う小・中学校の避難所の開設期間は各2日間だったが、有馬公民館では91日、延べ避難者数は3,000人を超えたという<sup>22)</sup>。

有馬小学校の『わたしたちのまち有馬(改定版)』(1996)によれば、同校では講堂の亀裂や校舎裏側でがけ崩れ等があったほか、臨時休校や簡易給食、遠足の中止等を余儀なくされたことが記されている<sup>23)</sup>。また、児童たちは次のように当時の状況を作文にしている。

……おきてみると、顔の上にかがみがたおれていました。びっくりしてなきそうになりました。……お兄ちゃんは、タンスの下じきになっていたから、おとうさんがたすけました。……いそいで、みんなで、かいだんをおりてにげました。はだしでにげました。……  
〔「こわかったよ、じしん(抜粋)」(二年)〕

いきなり私の上に、家の中で一ばん大きなタンスがおちてきて、はさまったので、ひっしでぬけ出そうとしました。……外に出ると、ガスくさく、……お父さんは、おとなりはだいじょうぶか見に行きました。赤ちゃんとお母さんを車にのせてあげました。地震はいや、もう、こりごりです。  
〔「地震(抜粋)」(五年)〕

同校区の有馬中学校も、『神戸市立有馬中学校50周年記念誌』(1997)の中で、震災状況を記しており、校舎や校地の被害を図示し、備品等の被害をまとめている。また、同校のライフラインの復旧日は、電気及び下水道が1月17日、FAXは使用不能ながら電話も同日には復旧し、上水道は1月22日に、ガスは2月5日に復旧したとある<sup>24)</sup>。

これらからすると、神戸市全域が被災しており、全国的にあまり報じられていなかったが、有馬温泉のある地域も相当な被害があったことが分かる。広域での膨大な被災者を抱えた同市では、他の対策とともに入浴方策を執る必要に迫られたのである。

#### 4 行政による入浴施設の確保

##### (1) 公衆浴場への支援

震災が起きた年度に、神戸市は『阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995年—』(1996)を発行している。本節では、この記録を基に同市等の行政による入浴支援策を確認する。



写真1 公衆浴場にできた長蛇の列  
(注)前掲3)「4 震災復興の記録写真」より一部を転写。

第一は、保健・衛生部局が関係する公衆浴場への再開・支援である。この記録誌によれば、市内には西区・北区を除いて194軒の公衆浴場があったが、震災直後の保健所の調査では116軒が半壊以上の被害を受け、1月20日時点では5軒の営業にとどまり、水道の復旧や燃料の斡旋等を講じても、8月末時点で営業を果たしたのは半数に満たなかった<sup>25)</sup>。

この記録誌にある写真の1枚は、遠方から公衆浴場を映しているが、写真1は、1章で触れた記録誌に収められたものの一部を転写したものである。この写真は、公衆浴場の玄関前から連なる長蛇の列と、重ね着もしないで入浴の順番を待つ人々の姿を捉えている。また、暖簾をくぐる人々の右側には、「万一、入浴中に天災が起きて責任は一切とれません」という、店主の手書きの張り紙も映っている。

一方、この記録誌には、「雪の降る寒い日に、朝から200人程並び、38日振りに風呂に入った時は『地獄で佛に会う』とはこのことかと生きた心地がして有難かったです」という、入浴するまでの困難さと入浴することができた後の安堵感を語った高齢の市民の声も載っている<sup>26)</sup>。同市は各種の広報を講じたが、混乱を避けたい公衆浴場からは情報提供をすることを断られる<sup>27)</sup>ほど、膨大な数の被災者が押し寄せていたことがうかがえる。



このほか同市では、市関連の「しあわせの村」や「フルーツフラワーパーク」にある入浴施設を無料で開放し、また、屋内プールサイドには給湯用の蛇口を設けた<sup>28)</sup>。しかし、公衆浴場と市関連の施設だけでは対応できない数の入浴希望者がいたのである。

## (2) 自衛隊及び兵庫県による支援

次に導入されたのは、自衛隊設営の野営用仮設風呂である。震災後7日目の1月24日に1カ所が開設され、16カ所で92日間運営された。これは、同市の広報も功を奏し、総利用者は419,989人、最大時には1日1カ所当たり1,000人超に及んだという<sup>29)</sup>。

しかし、この配備は震災以降に検討されたもので、選定基準はなく、全区には配置されていない<sup>30)</sup>。また、設置には水源、設置可能なスペース、車両の進入路等が必要であるほか、自衛隊の管理と被災者の協力が欠かせない。たとえ避難所の運営が円滑なようであっても、風呂に入れない人がいたり<sup>31)</sup>、風呂の開設自体を知らない人もいたりした<sup>32)</sup>。

一方、兵庫県が主体となって導入されたのは仮設温水シャワーである。同市は、シャワーの熱源や水源、水圧の確保に難航し、この供用開始は震災から10日以上経った1月29日の1カ所である。同市では、公衆浴場の再開状況や、自衛隊の仮設風呂の設置状況等を考慮して1カ所に5基を基準に、最大時には48カ所・236基を設置した<sup>33)</sup>。

しかし、この設備は清掃等の管理運営は曖昧で、常駐職員はおらず、利用実績も県の調査結果による1件だけである<sup>34)</sup>。設備自体は個性が富んでいるが、利用者のルールの周知徹底がなければ、長期使用に耐えられずに故障する欠点をこの設備はもっていた。同市は、業者との連絡調整や機器の補修・点検を負うこととなり、不安定な運用であった。

## (3) ゴルフ場からの支援

現計画に「その他施設の利用」とあるが、震災当時、県・市災害対策本部の要請に応じたのがゴルフ場である。先の北区の記録誌に

よれば、表中の過半数を占める10のゴルフ場が無料で入浴施設を開放し、1日の利用者は30～400人であった<sup>35)</sup>。またスポーツ紙では、写真とともに同市内外のゴルフ場の入浴施設開放を大きく報じた<sup>36)</sup>。

有馬ロイヤルゴルフクラブ提供の会報『ゴルフの郷第14号』（1995）によれば、当ゴルフ場もプレイに支障がない程度の被害は受けたが、2月末までは炊き出しや救援物資輸送等のボランティア活動に徹したという。また、入浴施設の開放時には入浴時間を考慮して浴室を入れ替える工夫をし、延べ6,000人が利用したという。会報には、座って入浴の順番を待つ被災者や、園をあげて入浴に来た幼稚園児等の謝礼の数々が載っている<sup>37)</sup>。

なお当ゴルフ場では、入浴施設開放前の1月19日には同市等への飲料水提供等を開始し、ラウンジ等を避難所に充てるように同市に提案したが、人選ができないとの理由から、同市は辞退したという報道もみられる<sup>38)</sup>。また、市街地の被災者のために独自に送迎を行う高齢者施設もあった<sup>39)</sup>。しかし、当時の同市では、入浴施設の確保に手一杯であり、避難状況や被災者の実情を踏まえた対応までは及ばなかったことがうかがえる。

震災のあった月に、行政によって用意できた市街地の入浴施設は50カ所にも満たない。これらからすると、市北部の有馬温泉に市民は期待を寄せたのである。

## 5 有馬温泉地域による入浴等の支援

### (1) 旅館等の被害状況

旅館等を扱う業界誌には、有馬温泉での現地取材による震災当時のレポートがある<sup>40)</sup>。本節では、事態収拾期にあたる同年秋に温泉関係者自身がまとめた『阪神淡路大震災 有馬温泉の記録』（1995）<sup>41)</sup>を基に、この地域による取り組みをまとめる。

表3は、全27軒の旅館の宿泊営業推移表である。被害が少なかったのは5軒だけで、後の調査では全壊・半壊が各3軒で、廃業の

表3 有馬温泉の旅館の宿泊営業推移表

	震災1日目	震災3日目	震災5日目	震災7日目	震災10日目	震災20日目	震災1ヵ月	震災3ヵ月
	1月17日	1月19日	1月21日	1月23日	1月26日	2月5日	2月17日	4月17日
営業旅館数(軒)	1	5	9	9	12	16	17	23

(出典)前掲41)、17頁を基に筆者作成。

1軒を除くすべての旅館の営業再開は6月以降である<sup>42)</sup>。また、有馬町の被害状況は、土砂崩れや石垣崩壊等が50数カ所あり、温泉神社や温泉寺等の地域にゆかりのある寺社も含まれる<sup>43)</sup>。

地震発生後、各旅館では宿泊者を安全な場所に誘導して、大事には至らなかった。また、ライフラインは止まったが、簡単な朝食の提供、自動車での神戸や大阪への見送り、帰宅ができない人の延泊など、宿泊者の安全や要望等に対して柔軟に対応した。

しかし、普段からの従業員への指導やマニュアルの徹底について、この記録誌による旅館等の上位回答は消防や避難訓練等であり、地震発生の際の管理体制不足がこれに続く<sup>44)</sup>。温泉関係者は、異例の事態を受けて、温泉地として何ができるのかを協議し、行動していくことになった。

### (2) 旅館等による入浴支援

被害が少ない旅館では、応急工事をして入浴施設の開放を始めた。日別の集計では、震災翌日が3軒、電気や上・下水道の復旧前の1月21日が7軒である<sup>45)</sup>。

新聞各紙は地方版で生活関連情報を報じるようになった<sup>46)</sup>が、震災後、最初の日曜日の1月22日に、有馬温泉を取り上げた。毎日新聞の「ふる 大阪へ大移動」には、「五館が被災者らを対象に、千五百円で入浴だけのサービスを始め、一日千五百人以上の利用者でにぎわっている」とある<sup>47)</sup>。また、朝日新聞は被災者の声を見出しにして、「せめてふるに入りたい」・「被災者 有馬温泉に殺到」・「旅館7軒受け入れ」・「入浴料1500円 高いけど」と報じた<sup>48)</sup>。有馬温泉の旅館全体では、

1月末までは暫定的におとな1人あたり1,500円とし、うち500円を義援金に充て合計100万円をNHKに寄託し、2月以降は通常料金の1,000円とした、と記録している<sup>49)</sup>。

各旅館では、パートを含む従業員を自宅待機にするなど<sup>50)</sup>、通常の受付や清掃等の体制ではないが、入浴希望者を受け入れた。また、約1ヵ月は行政による資金融資や雇用助成、税の減免、地域再建や振興策も見通せなかった<sup>51)</sup>。温泉関係者は入浴施設を開放することによって地域貢献を果たそうとしたが、交通事情も悪い<sup>52)</sup>中を無理して入浴に来る被災者にとっては、旅館側の思いのとおりには受け止められなかったのである。

このほか、有馬温泉には数軒の会員制ホテルがあり、いずれも被災者への物資等の支援にあたった。このうち、所属する自治会を根拠に入浴施設の無料開放、客室やロビーの提供を行ったのは1軒にとどまった<sup>53)</sup>。

### (3) 公的施設の入浴施設開放

給湯管等の被害を受けた市立有馬温泉会館(当時)の再開は、地域住民や旅館関係者等から望まれたが、浴場の再開は上水道が復旧する1月22日、全館の再開は2月13日である。行政資料には詳述されていない<sup>54)</sup>が、3節で引用した地元小学生の作文には、「四日目(原文ママ)、みんなで、おんせん会かんに行きました。多ぜいの人が入りに来ているんだなあと思いました」とある。また、同会館前の写真とともに、「1月29日に訪れたときは、温泉客で賑わっていた」とする調査書もある<sup>55)</sup>。

写真2のとおり、現「金の湯」となる同会館の大浴場は1階にあり、駐車スペースもない坂の途中に建っていた。しかし、浴場の再



写真2 旧市立有馬温泉会館の概観  
(注)筆者所有の同会館のちらしによる。

開から10日間での同会館利用者は25,207人にのぼり、2月も前年より5,000人以上多い34,479人に及んだ<sup>56)</sup>。被災者は同会館前に並び、また、外見上は大勢の人で賑わっていたように映ったのである。

多くの公的施設では、行政による要請に応じて一斉に無料で入浴施設を開放した<sup>57)</sup>が、同会館の入浴料金は、通常と同様、おとな1人あたり460円であった<sup>58)</sup>。同市には前記の「しあわせの村」や「フルーツ・フラワーパーク」の施設にも温泉があり、入浴料金を減免して無料としたが、入浴料金の点では不統一であった。

#### (4) 旅館等による市街地での活動

有馬温泉関係者は、入浴施設の開放以外に市街地で地域貢献活動を展開した。当地の全国旅館環境衛生同業組合連合会青年部県支部長は、観光総合案内所を拠点にして、各地に呼びかけて救援物資の受け入れとその供給に努めた。また、それらの食糧の下拵えを旅館が担い、地元の資材を積み、被害の大きい中央・兵庫・長田の3区の避難所で炊き出しを行った<sup>59)</sup>。

特筆されるのは、岐阜県下呂温泉から、タンクローリー車3台の貸出・提供を得たことである。同車に有馬のラジウム温泉を積ん

で、東灘・中央・長田区の3カ所に設けられた自衛隊仮設風呂へ温泉を供給した。この運搬先には水道局がかかわっている<sup>60)</sup>が、同市では、多くの給水車を飲料用に充てていたために、給湯用の車両確保にも苦慮していたという<sup>61)</sup>。

これらの一連の活動は、旅館が営業を再開し始める2月1日まで展開された。有馬温泉関係者は、旅館や温泉地の組織力と連携力を発揮して地域貢献活動を温泉地内外で行った。

#### (5) 復旧事業と有馬温泉の旅館

有馬温泉の旅館等は、温泉地としての特徴的な活動を展開したが、営業再開の状況はどのようなものであったか。表4は、地震後に旅館が受け入れた復旧作業員の業種名及び旅館軒数の推移を示した。記録誌では旅館のみの集計であるために、保養所や市内のホテル等の状況は不明である<sup>62)</sup>。しかし、当地の旅館が多業種の宿泊拠点となったことが分かる。

建設関連の業種が長期にわたって宿泊拠点としていたことは、この震災の甚大さを反映しているが、注目されるのは、震災後5日間の有馬温泉旅館の受け入れ業種である。電力やガス等のライフライン関連だけではなく、報道や医師、金融等の様々な業種の復旧作業員を旅館が受け入れていたのである。この期間は、鉄道や道路を含めてライフラインが復旧しておらず、有馬温泉会館も再開していない。復旧作業は、昼夜を問わず行われたはずであり、この任にあたる作業員は旅館に対して多くを求めることはできない。一方、旅館側も通常の営業はできず、利益になるもてなしもできないが、これら作業員の寝食や清潔保持のために浴場提供に応じた。これらの取り組みもあって、神戸の復旧が進められたのである。

この記録誌の集計では、継続して復旧作業員を受け入れている旅館がある。また、旅館の規模は様々だが、受け入れ復旧作業員数は



表4 有馬温泉内旅館の受け入れ業種・軒数表

時 期	受け入れ開始 旅館数(軒)	復旧作業員の業種
1月17～21日 (震災後5日間)	8	電力・ガス・電話・報道・医師・建設・ 機械・銀行・保険・流通・その他
1月下旬まで	5	電力・ガス・電話・報道・建設・機械
2月上旬まで	2	電力・ガス・建設・土木・鉄道・保険
2月下旬まで	1	建設
3月以降	4	電話・建設・土木・運輸

(出典)前掲) 41、8-9頁及び17頁を基に筆者作成。

注1) 業種は、旅館の受け入れ期間に記載の業種名を基に記載した。

注2) 休業又は通常の営業ができず、受け入れをしなかった7軒を除く。

概ね50人以上、延べ人数が1,000人単位規模となったと回答した旅館も複数ある。有馬温泉は、市民等の入浴支援だけでなく、復旧事業を担う人材を支える役割も担ったのである。

## 6 まとめ

### (1) 時間推移を踏まえた情報共有の重要性

阪神・淡路大震災は、大都市の神戸市全域を襲い、膨大な被災者が生じた。本稿は、同市での入浴支援活動を取り上げたが、防災の面からの考察をまとめたい。

大規模災害時において、人口が多い都市部地域では、仮設風呂等は直ちには設置できず、公衆浴場の再開や地域的偏在にも留意する必要がある。神戸市はこれらを踏まえて対策を講じたが、被災状況に差はあるが有馬温泉地域が無事であったこともあり、初期対策の入浴施設確保から、次々に起きる新たな事態の対策に追われていく。一方、被災者を迎える側の有馬温泉では、市営温泉会館を含む入浴希望者への対応に追われた。震災から約1ヵ月は観光目的でなく、タオルや石鹸等も持たずに有馬温泉に向かう被災者が多く含まれていたことがその容姿から確認できたと思われるが、日頃の最盛期とは比較にはならない少ない人数の客数や入浴料金を巡って、温泉関係者の意に沿わない報道もなされた。

入浴支援に関して、被災地に近接する温泉地は、急造の入浴施設では代えられない一定の役割を担うのであって、温泉に関わる当事者が認識する事態の重大性や必要性、イメージが対策本部へ正しく伝わらなければ事態の改善は望めない。通常、温泉地は観光部局と関係が深く、有馬温泉でもその打撃を覚悟したであろうが、喫緊の課題は市民等の対応であった。これに対しては、情報収集や混乱を避けるための人員の配置、予算投入や減免等の財政上の措置が必要となる。また、市民生活を守る上では民生や福祉、区等の多くの部局が関わり、入浴者と温泉の維持の上では衛生部局が関係する。このように考えると、大震災という緊急事態に対して、有馬温泉の当事者同士での情報の受伝達は弱かったといえよう。

本稿の考察の第一として、時間推移を踏まえた情報共有の重要性をあげたい。

公衆浴場や温泉関係者は、入浴希望者の殺到という深刻な事態を予期している。また、その規模は近隣住民から始まり、急速に拡大し始めるのを間近にしたのもこれら関係者である。身の安全を確保した被災者は、少し時間をおいて限られた入浴施設に向かうのであり、目指すところの象徴が温泉地である。温泉地では、一般客のほか近隣被災者の受け入れを担うこととなる。現在では、訪日外国人

を含む観光客や、配慮を必要とする人への対応力も期待されている。大規模災害時の温泉地では、温泉関係者と危機管理に直結する行政部局との連携、行政内部での連携の強化が大事であるといえよう。

### (2) 共助としての役割の重要性

第二は、共助の果たす役割の重要性である。

火災等での家財喪失や、ライフラインが途絶える大災害の際は、自助による入浴はしにくい。また、公助による支援もすぐには期待できない。これらを補うのは共助であり、親類や近隣住民による共助は、多ければ多いほど頼もしい。しかし、本稿のとおり、自治会町内会という地縁団体での入浴支援は会員制ホテルの1例にとどまり、大規模災害時では近隣住民による共助も限定的であるために、ここでは、より広い意味での共助の役割の重要性を指摘したい。

有馬温泉関係者は、単に入浴施設を開放したのではない。その組織力や温泉地間の連携力を生かして、他の温泉地から救援物資等や温泉輸送用の車両の提供を得て、地域貢献活動を展開した。また高齢者施設は、市街地の被災者に対する送迎を行い、入浴支援にあたった。さらにゴルフ場は、入浴施設の開放だけでなく、ラウンジ等を避難所に充てるよう積極的な提案までしている。被災地には温かい湯が不足し、休憩所を含む快適な入浴環境や、心身が休まる空間を欠くことをこれらは捉えている。また、どの活動も行政依存ではなく、自主的活動としての共助として取り組まれている。

被災地での経験は、反省や教訓に生かされるべき重要なことである。しかしながら、企業・団体等の社会貢献活動を含む共助活動について、行政資料では触れられていない。入浴支援活動の中で、有馬温泉関係者の温泉輸送のための車両の確保や、水道局等との連携も、入浴支援の上では貴重な経験である。また、入浴希望者に対する送迎の仕方や、ロビー等を活用する入浴前後の細やかな配慮は、

旅館等だけでなく、市民の安全を守る行政として学ぶ点は多いものと思われる。

これらの共助の活動を相互に結びつけていくことは、様々な団体活動の評価だけでなく、防災上の地域力向上につながる。実際の経験を踏まえて丁寧な検証を行い、ともに学び合う機会を設けていくことも重要となる。

### (3) 事態収束段階での記録の重要性

第三として、災害が収束する段階での記録の重要性をあげたい。

まだ当事者として記憶が確かな段階で記録を残しておくことは、次の危機に備える点で非常に重要なものとなる。

入浴支援は、防災対策上はごく一部のものではあるが、市民生活に与える影響は大きい。また災害が大きいほど、被災範囲や被災者数も大きくなる。災害発生当初の当事者は誰もが無我夢中であって、その時の判断はやむを得ないものであったものと肯定的に捉えがちになる。一方、相当の期間が過ぎれば、人事異動等によって当事者意識も薄くなり、切実さが失われてゆく。これらを踏まえると、喫緊の事態が収まり、少し冷静さを取り戻した時点の記録は、当事者が当時の出来事や経験を客観的にみる余裕がある中で記されるのである。

本稿で参考とした記録誌は、いずれも震災が起きた年度にまとめられており、行政のほか、小・中学校、温泉関係者等の入浴支援に関わった人々自身の手で記録されていたことは高く評価されてよい。同じような災害は当面は起きないものとしたり、過去の嫌な出来事は早く忘れたいと抱いたりするのは一般的な傾向であるが、そのようなことが、再度起きた場合の失敗にもなり得る。

過去の大災害での記録は、貴重な経験と備えるべきヒントが記されている可能性がある。これらをどのように紡ぎ、有益なものを選び出し、地域をより安全で安心なものにするかは、次世代の人々にかかっているのである。

#### (4) 結語

国民の防災意識は、東日本大震災をはじめ近年相次ぐ水害等から高まってきてはいるが、地域での主な防災訓練は、避難所開設や運営等であり、大規模災害を想定した防災訓練も、災害発生から数日が経った時点での被災者の状況まで描き切れていない。入浴支援活動はまさに二の次になっているが、被災者にとって心身を休める場は欠かせない。また、様々な業種やボランティアの人々が、被災地の復旧・復興を担うことも想定しておかなければならない。これらを踏まえると、大規模災害が起きた際に、近隣地域に温泉地があれば、誰もが期待を寄せることになるのであり、温泉地は少なからずその影響を受ける。

一方、現代社会は急速に変化をしており、情報通信は飛躍的な発達と普及を遂げたが、被災者の対応が不十分であれば、その情報は一挙に拡散し、温泉地の対応力が問われるようになってきている。さらには、今世紀に入って市町村合併をした地域は多く、行政組織や範囲の変動によって防災面での影響を温泉地は少なからず受けるようになった。大規模災害時での入浴支援は、現在においても大きな課題なのである。

#### 謝辞

本稿に際して、人と防災未来センター、有馬文庫、有馬ロイヤルゴルフクラブ、神戸市立有馬小学校及び神戸市には貴重な資料提供をいただきました。ここに記して謝意を表します。

#### 注・参考文献

- 1) 気象庁 HP『「阪神・淡路大震災から20年」特設サイト」:  
[https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/1995\\_01\\_17\\_hyogonambu/index.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/1995_01_17_hyogonambu/index.html) (2019年1月17日閲覧)。
- 2) 神戸新聞社編 (1995) : 『神戸新聞の100日』

神戸新聞社、41-44頁によれば、気象庁では自動的に管区へ地震データを送るNTT専用通信回線が切断していた。

- 3) 神戸市広報課編 (2004) : 「1 被災状況及び復興への取組状況」『震災10年～神戸の記録』神戸市広報課。
- 4) 前掲2)、35-96頁及び神戸市広報課編 (1996) : 『防災都市・神戸の情報網整備－神戸市広報課の苦悩と決断』ぎょうせい、175-238頁の1995年11月23日開催の神戸市広報課長(当時)を含む座談会を参照。
- 5) 中村政則・森武磨編 (2012) : 『年表 昭和・平成史1926-2011』岩波書店、78頁。
- 6) 御厨貴・牧原出編 (2012) : 『聞き書 野中広務回顧録』岩波書店、155-159頁。
- 7) 前掲3)の「2 年表(10年間の記録)」によれば、応急仮設住宅入居者の第1次募集は1月27日～2月2日、り災証明書発行及び義援金(第1次配分)交付開始は2月6日である。
- 8) 林春男・重川希志依・田中聡・NHK「阪神・淡路大震災 秘められた決断」制作班 (2009) : 「防災の決め手『災害エスノグラフィー～阪神・淡路大震災 秘められた証言』」NHK出版、180-192頁によれば、神戸市固定資産税課職員(当時)は、各種の手続きのため多数の市民が各区役所に来庁したと語っている。
- 9) 気象庁 HP「過去の気象データ『神戸 1995年1月(日ごとの値)主な要素』」:  
[https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/daily\\_s1.php?prec\\_no=63&block\\_no=47770&year=1995&month=1&day=&view=](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/daily_s1.php?prec_no=63&block_no=47770&year=1995&month=1&day=&view=) (2019年1月17日閲覧)。
- 10) 日経大阪PR企画出版部編 (1996) : 『阪神大震災 トイレパニック 神戸市環境局・ボランティアの奮戦記』日経大阪PR等を参照。
- 11) 神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課編 (2000) : 『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課、408-411頁。
- 12) 大西一嘉・門川信一郎 (2000) : 「神戸市の銭湯における防災と福祉面での役割に関する研究」『地域安全学会梗概集』、25-28頁。
- 13) 2017(平成29)年9月4日付けの神戸市記者発表資料: 「『地域の銭湯の活性化に向けた協定』の締結について」の協定内容には、「災害時における、被災者等への入浴機会の確

- 保」とあるが、同市生活衛生課への照会による2019年の市内の公衆浴場は36軒である。
- 14) 遠藤由莉・初澤敏生(2017):「東日本大震災時の二次避難所に関するいくつかの課題—福島県飯坂温泉を例に—」『日本地理学会発表要旨集』、100320頁。
  - 15) メディア・インターフェイス編(1995):『阪神大震災1995.1.17[新聞記事データベース]ダイヤモンド社。
  - 16) 神戸市防災会議・神戸市編(2019):『神戸市地域防災計画 地震・津波対策編』神戸市、137・143頁。
  - 17) 神戸市防災会議・神戸市編(2019):『神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル』神戸市、91-92頁。
  - 18) 前掲16)、698-700頁。協定締結は2015(平成27)年3月31日、指定旅館は26軒である。
  - 19) 気象庁HP:「気象庁震度観測点一覧表」:  
<https://www.data.jma.go.jp/svd/egev/data/kyoshin/jma-shindo.html> (2019年1月20日閲覧)。
  - 20) 神戸市北区役所編(1996):『阪神・淡路大震災 北区記録誌』神戸市北区役所、20頁。負傷者は、1ヵ月以上治療を要した外部疾患患者の重傷者見舞金受給者を集計している。
  - 21) 前掲20)、21頁。有馬町内で全・半壊した建物数は311棟である。
  - 22) 前掲20)、48頁。
  - 23) 神戸市立有馬小学校編(1996):『わたしたちのまち有馬(改定版)』神戸市立有馬小学校。
  - 24) 神戸市立有馬中学校編(1997):『神戸市立有馬中学校50周年記念誌』神戸市立有馬中学校、14-17頁。
  - 25) 阪神・淡路大震災神戸市災害対策本部編(1996):『阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—』神戸市災害対策本部、260-261頁。
  - 26) 前掲3)、「4 震災復興の記録写真」・「8 震災を体験してあの時役だった私の知恵」。
  - 27) 前掲4)(1996)の座談会中に、同市広報課長(当時)の公衆浴場から固持された発言がある。
  - 28) 前掲20)、57-58頁及び前掲25)、261頁。
  - 29) 前掲25)、260頁。
  - 30) 前掲11)、409頁による設置区及び設置数の内訳は、東灘区2・灘区3・中央区3・兵庫区3・長田区3・須磨区2であり、垂水・西・北の3区には設置されていない。
  - 31) 前掲8)、178-179頁によれば、避難所のリーダー格の人は、避難所運営に追われてこの風呂を利用できず、約10日後に友人宅の風呂を借り、ススをかぶった頭をシャワーで7回洗ったと、聴き取り調査で回答している。
  - 32) 読売新聞大阪版「1995(平成7)年1月29日」22面には、兵庫県立女性センターが開設した電話相談に寄せられた独居高齢者の訴えが載っている。
  - 33) 前掲25)、260頁によれば、企業から提供された仮設風呂・シャワーも含まれている。
  - 34) 前掲25)、260頁にある3月9日の実績には、ピークを超えた時期との注記がある。
  - 35) 前掲20)、57-59頁。
  - 36) サンケイスポーツ大阪版「1995(平成)7年2月3日」9面。
  - 37) 有馬ロイヤルゴルフクラブ編(1995):『ゴルフの郷第14号』有馬ロイヤルゴルフクラブ、13-18頁。
  - 38) 朝日新聞大阪版「1995(平成)7年1月27日」31面には、同市の民生局厚生部庶務課長(当時)の辞退した談話とともに、避難所への転用提案経緯が掲載されている。
  - 39) 前掲20)、59頁によれば、2カ所の高齢者施設がマイクロバスでの送迎をしたとある。
  - 40) 松坂健(1995):「傷つきつつもすばやく動き始めた有馬温泉はただいま奮戦中!」『月刊ホテル旅館3月号(1995)第32巻第3号通巻375号』柴田書店、103-106頁。
  - 41) 元氣有馬推進委員会編(1995):『阪神淡路大震災 有馬温泉の記録』有馬温泉観光協会。この記録誌の発行には有馬温泉の旅館のほか、物産・食品・飲食店の各組合、会員制ホテル、神戸市北区有馬出張所(現神戸市北区有馬連絡所)が関わっている。
  - 42) 有馬温泉観光協会五十周年記念誌編集委員会編(1999):『有馬温泉観光協会 五十年の軌跡』有馬温泉観光協会、70頁。
  - 43) 鷹取嘉久(1996):『見て聞いて歩く有馬』鷹取嘉久、131-132頁。
  - 44) 前掲41)、10頁。
  - 45) 前掲41)、15-16頁。
  - 46) 朝日新聞大阪版「くらし再建情報コーナー」、毎日新聞大阪版「インフォメーション」、読



売新聞大阪版「震災掲示板」、神戸新聞「がんばろう震災関連情報」には、入浴施設名が自治体別に掲載されている。

- 47) 毎日新聞大阪版「1995（平成7）年1月22日」26面。
- 48) 朝日新聞兵庫県姫路版「1995（平成7）年1月22日」23面。
- 49) 前掲41)、13頁及び15-16頁を参照。なお一部の旅館は無料で対応した。
- 50) 前掲41)、8頁によれば、7割弱の旅館は、休業中は従業員を自宅待機等とした。
- 51) 前掲41)、18-19頁によれば、雇用助成金説明会は2月14日に開催され、また、同月に観光協会長・旅館組合長の連名で、国・兵庫県・神戸市あてに緊急要望をしている。
- 52) 前掲3)、「2年表（10年間の記録）」及び前掲41)、27頁による、有馬口と有馬温泉間の代替バスの運行開始は1月19日、最寄り駅の神戸電鉄の運転再開は3月末である。
- 53) 前掲41)、13-14頁。
- 54) 旧有馬温泉会館については、前掲25)、129頁では市営国民宿舎とともに「観光・コンベンション」の項目の中で、被害状況と再開状況が記されている。
- 55) 大山正雄（1995）：「兵庫県南部地震による宝塚・有馬温泉地の被害状況」『神奈川県温泉地学研究所報告（1995）第26巻第3号観測だより通巻第45号』神奈川県温泉地学研究所、31-32頁。
- 56) 前掲41)、16頁。
- 57) 前掲20)、58頁。また、前掲41)、13-16頁によれば、旧有馬簡易保険保養センターでの2月末までの入浴利用者は33,039人、被災宿泊者の延べ人数は3,313人である。
- 58) 前掲41)、16頁。
- 59) 前掲41)、11頁。
- 60) 前掲41)、11頁。
- 61) 前掲11)、410-411頁によれば、震災当初の給湯用車両は一般企業等のもので凌いでおり、その後、鳥取県の支援を得て4台を確保したとある。
- 62) 前掲8)、180-192頁の神戸市固定資産税課職員（当時）は、市関連の「しあわせの村」が、他都市からの応援自治体職員の宿泊拠点となったと語っている。

# 若者の温泉入浴における入れ墨・タトゥーの意識調査について ～観光学専攻学生へのアンケートを通して～

Youth Attitude toward People with Tattoo in Hot Spring Bathing Facilities:  
A Survey for University Students Majoring in Tourism

高橋 祐次\*

Yuji TAKAHASHI

キーワード：入れ墨・刺青 (tattoo)・アンケート調査 (questionnaire survey)・訪日外国人旅行者 (foreign tourist visiting japan)・観光庁 (Japan Tourism Agency)・温泉旅館 (Japanese style inn at hot spring)・通過儀礼 (rite of passage)・反社会的勢力 (antisocial forces)

## 1 研究の背景

2003 (平成15)年1月に小泉純一郎首相が、「2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人に倍増する」と観光立国を宣言した。同年4月には、訪日外国人旅行者の消費を喚起するため、ビジット・ジャパン・キャンペーンが実施された。アジア・欧米を中心とした14の国々や地域を重点市場と位置付け、国内観光地の整備・アジア諸国の査証 (ビザ) 発給条件の緩和・LCC (格安航空会社) の誘致等々の政策を積極的に実施することで、インバウンド市場が拡大してきた。

観光立国宣言の2003 (平成15)年度の訪日外国人旅行者数521万人対し、出国日本人数は1,330万人であった。その後、2008 (平成20)年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことに端を発した世界規模での金融危機、いわゆる「リーマンショック」や2011 (平成23)年3月11日に発生した東日本大震災の影響で、一時落ち込んだものの順調に回復し増え続けている。直近の2018 (平成30)年には、訪日外国人旅行者数は3,119万人 (出国日本人数1,895万人)と大幅に伸びてきている<sup>1)</sup>。

このような推移に伴い、安倍晋三首相を議

長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」によって2016 (平成28)年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、2020 (令和2)年に4,000万人、2030 (令和12)年には6,000万人と訪日外国人旅行者の目標値が大幅に上方修正された。

訪日外国人旅行者の増加は、著名な観光地において、交通機関の混雑や生活環境の悪化等、いわゆる「オーバーツーリズム」問題を引き起こしている。また、これに伴い、日本文化と海外文化の接触にする地域においては、さまざまな軋轢が起きているのが現状である。このことが、日本のインバウンド政策に大きな影を落としていることは否めない。

## 2 温泉地の問題

上記の背景を温泉地あるいは温浴施設に重ね合わせると、「入れ墨・タトゥー」問題に置き換えることができる。現在、海水浴場・大型レジャー施設のプールや温浴施設において、「入れ墨・タトゥー」を施した利用者に対して入域及び入浴を禁じる施設が数多く存在する。温浴施設に関しては、観光庁では、「入れ墨がある外国人旅行者の入浴について、過去に問題になったこと」から、「各地の温泉施設における入れ墨がある方」への実態調

\*東洋大学大学院 (Toyo University Graduate School)

査を行った(2015年10月21日発表)。全国のホテル、旅館約3,800施設に調査票を送付し、約600施設(約15%)から回答があった<sup>2)</sup>。

「入れ墨がある方に対する入浴について」の間に対して、「お断りをしている施設」55.9%、「お断りしていない施設」30.6%、「条件付きで許可している施設」12.9%、「無回答」0.5%となっている。「条件付き」というのは、スキンカバーシートで入れ墨・タトゥーを隠す条件で入浴を許可している施設である。筆者が調査した埼玉県の温浴施設「おふろcafé utatane」(さいたま市)においては、カバーシール(12.8×18.2cm、B6ブックマガジン程度の大きさ)1枚のみで覆えるサイズのタトゥーであれば、カバーを貼った上で館内を利用できる(フロントにて税込220円で販売)。こちらのサイズを超える場合は許可していない。ここの施設は若者が多く、ファッションタトゥーのようなワンポイントの入れ墨・タトゥーに対応しているのみで、背中全面や腕・太もも等の大きなものに関しては、入浴を許可していないのが現状である。2020年1月1日より、入れ墨・タトゥーを入れている方の手続きとして、日本在住の方に対しては、「顔写真付き身分証明書のご提示、コピー」「当館会員カードのご登録(税込220円)」、日本に短期滞在中の方は、「パスポートのご提示、コピー」を試験的に実施している<sup>3)</sup>。

観光庁のアンケートの「入れ墨のある方の入浴をお断り等の経緯について」の間に対して、「風紀・衛生面で自主的に」58.6%、「業界・地元事業者で申し合わせ」13.0%、「警察・自治体等により要請又は指導」9.3%、「その他」9.8%、「無回答」9.3%となっている。別の間の中で、「入れ墨をした方を巡る苦情の有無」の間に対して、「ある」と答えた施設が47.2%あり、一般の入浴客からの苦情を恐れた自主規制が多いように思われる。また、一般的に「入れ墨・タトゥー」に関しては、イメージが先行しており正確に理解し

ていない部分が多い。次項では、基本的な「入れ墨・タトゥー」の流れについて論じていきたい。

### 3 入れ墨・タトゥーの基本的な流れ

#### (1) 日本に入れ墨(刺青)の歴史

山本芳美(2005)は、「ミイラや屍蠟化した遺骸が発見されない理由の一つは、日本の気候にある。温暖湿潤な気候のもと、何千年もの間地中にあった人間の遺体は、有機質でできている部分が消失してしまう」<sup>4)</sup>。そのため、ミイラ化された遺体での発見はないが、縄文時代の土、石、骨角製や土偶などの遺物を通して「入れ墨・タトゥー」が存在していたであろうことが考察されている。古くから盛んに入れ墨が行われていたことは、中国の歴史書『魏志倭人伝』に「男子は大小と無く、皆黥面文身す」と書かれていることからもうかがえる。奈良時代には、入れ墨は刑罰の一種になったが、奈良時代以降、中国から伝来した儒教の影響で廃れてしまう。蝦夷地(現・北海道)のアイヌや、琉球(現・沖縄県)の人々には、入れ墨(刺青)文化が残っていた。江戸時代においては、大工・火消し(鳶)・飛脚・歌舞伎役者等において、ファッションとして流行し、これが江戸期の粋な象徴となった。しかし、同時に江戸時代は、罪人に対して「腕」や「額」に強制的に入れ墨が入れられた。現在のような更生して社会復帰させるような処罰ではない部分が、現代においてもネガティブなイメージとして残ったと思われる。しかし、武士階級においては、入れ墨は広がらなかった。上述したように、儒教で重視された経典の一つである経書(けいしょ)には、「身体髪膚(はっぷ)これを父母に受く。あえて毀傷(きしょう)せざるは孝の始めなり」と書かれている。身体を傷つけることを厭(いと)う儒教思想が浸透したと考えられる。

また、時代が下り、1960年代の家庭へのテレビの普及が、映画産業を衰退させる原因

となった。起死回生の対策が、テレビ番組とは対極の題材である「任侠・やくざ映画」への転換であった。相手を威嚇する場面を多く露出することで、入れ墨＝反社会的勢力のイメージが鮮明になる。1963年～1993年の日本全国の「任侠・やくざ映画」の年間上映本数の推移は下記になる<sup>5)</sup>(表1)。

1991(平成3)年には暴力団員による不当な行為の防止に関する法律「暴力団対策法」が施行された。このことで一般庶民との関りを断つ「三ない運動」=暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない(暴力団と交際しない)が広まり、反社会的勢力の人々が施していた鮮やかな入れ墨に「やくざの象徴」という固定観念が残ってしまった。

1980～90年代になると、日本の入れ墨に「タトゥー」という新たな概念が持ち込まれた。タトゥーを施したパンクロック・ヒップホップ系のミュージシャンや海外の俳優・スポーツ選手等が脚光を浴びるようになり、日本のメディアへの露出が増えてきた。また、1980年代に欧米中心に大衆芸術(ポップアート)としてタトゥーブームが起こった。そのブームの中で、一時廃れていた先住民族のタトゥーであるトライバルタトゥーに注目が集まり、ネオトライバルタトゥーの流行に影響された先住民の流れをくむ人々が、自分たちの先祖に向き合う形でリバイバルしてき

ている<sup>6)</sup>。

## (2) 日本に入れ墨(刺青)に関する最近の出来事

入れ墨・タトゥーに関する代表的な事例として、2つの出来事を挙げる事ができる。1つは、ニュージーランドの先住民族マオリの女性が北海道恵庭市の温泉施設を訪れた際、顔の入れ墨を理由に入浴を断られた出来事である。これは2013(平成25)年9月8日に起こった。ハミルトン市でマオリ語の復元活動(言語指導)に取り組んでいたエラナ・ブレワートンさん(当時60歳)がアイヌ民族との交流事業のため来日中に食事に寄った温泉施設で、唇と顎にマオリの伝統的な紋様のモコ(入れ墨)を施しているという理由で入浴拒否されたことが問題になった。メディアを賑わすことになり、このことがトライバルタトゥーに対する認識を新たにするきっかけとなったように思われる。

2つ目は、2002(平成14)年の大晦日のNHK紅白歌合戦に出場した有名な女性シンガーの左腕に入れ墨があるのが問題になった。NHKに対しては抗議が寄せられたことで、それ以降は、入れ墨にカバーシールやファンデーションで隠すことが暗黙のルールになったとも言われている。抗議を寄せた層の詳細は定かではないが、日本のアーティストの入れ墨・タトゥーの有無が社会問題になることに驚きを禁じ得なかった出来事である。

表1 全やくざ映画年表(1963-1993)

年	本数	年	本数	年	本数	年	本数	年	本数
1963	41	1970	86	1977	21	1984	7	1991	17
1964	52	1971	64	1978	16	1985	9	1992	12
1965	76	1972	47	1979	19	1986	8	1993	10
1966	86	1973	48	1980	8	1987	16		
1967	82	1974	40	1981	13	1988	16		
1968	66	1975	27	1982	12	1989	11		
1969	93	1976	35	1983	8	1990	12	計	1,058

(出典) 福原健二・山崎幹夫編(1993):『大ヤクザ映画読本』より筆者集計。



### (3) 観光庁の訪日外国人旅行者への対応指南

2016(平成28)年3月16日に、観光庁からの入浴施設へ働きかけとして、具体的な対応方法を例示して整理し、業界団体等を通じて入浴施設に周知することになった。今後については、下記の内容を参考にすることで各施設の対応改善を促すことを表明した<sup>7)</sup>。内容については、具体的な対応事例としては、観光庁のホームページには、次のように記されている。

#### 入れ墨(タトゥー)のある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例<sup>8)</sup>

##### ①留意すべきポイント

- ・宗教、文化、ファッション等の様々な理由で入れ墨をしている場合があることを留意する。
- ・利用者相互間の理解を深める必要があることに留意する。
- ・入れ墨があることで衛生上の支障が生じるものではないことに留意する。

##### ②入浴に関する対応事例

###### 一定の対応を求める方法

- ・シール等で入れ墨部分を覆い、他の入浴者から見えないようにする(衛生的な入浴着等を着用する方法も考えられる)。
- ・入れ墨のサイズが小さく(例えば、手のひらサイズ)、他の入浴者に威圧感を与えない場合は特別な対応を求めない。

###### 入浴する時間帯を工夫する方法

- ・家族連れの入浴が少ない時間帯への入浴を促すようにする。

###### 貸切風呂等を案内する方法

- ・複数の風呂がある場合、浴場に仕分けてご案内する。
- ・貸切風呂のある施設では、貸切風呂の利用をご案内する。
- ・宿泊施設の場合、専用風呂のある客室等をご案内する。(以上ゴシックは筆者)

観光庁の対応事例は、訪日外国人旅行者向

けであるが、問題になっているのは、一般的な温浴施設での対応である。「貸切風呂」「専用風呂のある客室」等の設備を持つ富裕層向けの高級温泉旅館ではない。いわゆる「日帰り温泉施設」「スーパー銭湯」「共同浴場」に対する対応であるが、カバーシールによる対応は、上記で見てきたように埼玉の温浴施設で試験的に実施している。

#### (4) 政府の訪日外国人旅行者の対応への見解

観光庁は、具体的な施策として、上記の「入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」で対応した。これを受けて2016(平成28)年5月26日、民進党(当時)の初鹿明博議員から政府に対して「入れ墨が入っている人の入浴時の対応に関する質問主旨書」が提出された。この「質問主旨書」を要約してみると下記になる。

##### 【初鹿明博議員からの質問主旨書の要約】<sup>9)</sup>

入れ墨に対する世間一般の印象は良くないが、海外では、サッカーやバスケットボール、ボクシングなど種目に限らず海外のスポーツ選手やミュージシャンの中に入れ墨を入れている著名な方々は数多くいる。海外ではファッションとして定着している。カナダのトルドー首相は左肩に入れ墨を入れており、入れ墨を入れた外国の要人に対する対応はどうか。シールで隠して入浴させるとあるが、腕や脚、背中全体に入れ墨が入っている場合、隠して入浴することは難しいと考える。著名人や政府要人に対する対応は外交上望ましいこととは言えない。また、日本人を除外しているが、外国人同様の対応が必要と考えている。合理的な理由は何なのか政府の見解を伺いたい。

##### 【安倍首相の回答の要約】<sup>10)</sup>

「訪日外国人旅行者が急増する中、入れ墨に対する考え方に文化及び慣習上の相違がある日本人と外国人との間で無用な誤解に基づく摩擦が現実が生じており、そのような摩擦を避けるため、観光庁において温泉施設にお

ける改善方法の例を情報提供したものであり、あらゆる個々の事案を想定して作成したものではない。また、入れ墨がある訪日外国人旅行者の入浴時の対応については、最終的には、個々の温泉施設の管理者の判断に委ねられているものであるため、政府としては、お尋ねについて認識を示すことは困難である。また、『入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例』は、訪日外国人旅行者が急増する中、入れ墨に対する考え方に文化及び慣習上の相違がある日本人と外国人との間で無用な誤解に基づく摩擦が現実を生じており、そのような摩擦を避けるため作成したものである。一方、日本人の間では、こうした日本人と外国人との間で生じている摩擦と同様なものが顕在化しているとまでは直ちに認められないことから、現時点において、御指摘の『日本人で入れ墨の入っている人』について外国人と同様の対応をすることはしていない。」

という回答になっている。あくまでも政府としては、この問題は、「個々の温泉施設の管理者の判断に委ねられている」ものであり、国が決める問題ではないとしている。温泉地においても、観光協会や温泉旅館組合ではなく、各温泉旅館が対応しているのが現状である。

#### (5) 公衆浴場法第四条、第五条の説明

公衆浴場法は、1948(昭和23)年7月21日(法律第139号)に、公衆浴場の経営について規定した法律である。本則は第一条から第十一条までになっている。入浴に関する規定は第四条、第五条に記されている。

**第四条** 営業者は伝染病の疾病にかかっている者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。

**第五条** 入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生

に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。(以上ゴシックは筆者)

第四条に関しては、「伝染病の疾病にかかっている者」に対して、入浴を拒まなければならないと記されている。裏を返せば、それ以外の入浴者に対して、入浴を拒んではいけないと解釈できる。これは、「入れ墨・タトゥー」を入れた入浴者も拒んでいけないということになり、拒否することは、法律違反になると考えられる。

第五条の「著しく不潔」にする行為は当然ではあるが、「公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為」に関しては、抽象的な表現であるので解釈の仕方が変わることになる。入れ墨を入れた方と同じ浴槽での入浴は、個人差があるが、生理的に嫌悪を感じる場合もあるので、「害を及ぼす虞のある行為」とみなすこともできる。

#### (6) その他、世界の通過儀礼・慣習としての入れ墨等

入れ墨・タトゥーには、太古の時代から現代に至るまで、世界中で色々な形で施されてきた。これをいくつかの種類に分けると、「通過儀礼的(成人・婚姻等)な入れ墨」「種族同士の連帯感を高める入れ墨」いわゆるトライバルタトゥーと言われるもの、日本の反社会的勢力の「相手を威嚇するための入れ墨」、スポーツ選手やミュージシャンなどの「ファッション的な入れ墨」、江戸時代の行われた「犯罪者への刑罰のための入れ墨」、アウシュビッツ捕虜収容所での個体識別番号として「強制的に入れられる入れ墨」などもある。一概に入れ墨・タトゥーと言っても、歴史的背景や文化によって性格が違うことを知る必要がある。

## 4 アンケート調査

現在の「入れ墨・タトゥー」の問題が「温浴施設」並びに関係者だけで論じられている部分が多いように思われる。上記の観光庁のアンケート調査においても、対象がホテル・旅

館・温泉施設等になっており、利用者側の目線での調査されていない。本稿においては表1で見たように、過去に「任侠・やくざ映画」を見る機会がなかった、偏見を持たない若者層を通して、入れ墨・タトゥーをどのように考え見ているのかを調査目的としている。観光学を専攻している学生は、将来、温泉に関わる機会もあり、学内外の先生方のご協力を得て、観光学専攻学生の意識調査を実施することにした。

このアンケート調査は、コンプライアンス上の問題をはらむため、事前に大学側へ許可を取り付け実施した。設問に対して、複数回答した部分も各々1名分としてカウントした。属性に関しては、性別と年齢のみ記入とした。性別欄に記入がされていない用紙は、本来無効とすべきところ、LGBTの観点から「その他」の範疇に入れ、合計としてカウントした(計11名)。対象者が学生で男女とも18～23歳の範疇に入るため、年齢による分析を行わず、「若者」としてのカテゴリーで分析した。

また、観光学部という特性から、本学(東洋大学)国際観光学部の学生数も男女比で男:女=1:3であるため、江戸川大学社会学部現代社会学科の観光学コースで「観光概論」を担当している教員に協力をいただいた。東洋大学と江戸川大学の2大学5授業でアンケート調査を行い、男性213名・女性285名・その他11名、合計509名分のサンプルが回

収できた。男女比は、男:女=4:6となったが、アンケート調査においては精度の高いサンプルサイズとなった(表2)。

アンケートを実施するにあたり、「入れ墨・タトゥー」の知識が全くない状態では、正しい調査ができないと思い、アンケートを記入する前に「入れ墨・タトゥー」について歴史的背景については、本稿の3章で述べた「入れ墨・タトゥーの基本的な流れ(1)(2)(3)(4)(5)(6)」の内容で30分程度説明した。講義に関しては、キャリアオーバー効果にならないように影響を最小限に抑えるように配慮し、事実のみを伝えることに徹し、アンケートの内容もランダムに設問を置くことにした。

## 5 アンケート調査の分析

### (1) 分析結果について

上記の「入れ墨・タトゥーの基本的な流れ(1)～(6)」の内容を学生に講義したあとで、アンケート調査を実施した。問①～問⑮までの15問に対して、問⑭問⑮の2問は記述式とした。アンケート内容は、誘導バイアスしないようにアトランダムに設問を置き、学生の入れ墨・タトゥーに対する本音を探れるように配慮した。集計した結果は、【資料1】にまとめている。問①～問⑮までの15問に対して「入れ墨・タトゥー」に関心がある設問と温泉入浴の関連する内容のみを分析した。

問①に対しては、「入れ墨・タトゥー」を「入

表2 アンケート実施大学と授業名及び男女別のサンプル数 (単位:人数)

実施日	大学名	授 業 名	男性	女性	その他	合計
10/3	東洋大学	リラクゼーションホスピタリティ特論	9	58		67
10/2	東洋大学	観光イノベーション・テクノロジー	34	109		143
10/3	江戸川大学	観光概論	143	29	11	183
10/11	東洋大学	コンテンツ・ポップカルチャー観光論	19	80		99
10/11	東洋大学	旅と映画・アニメ・小説	8	9		17
		合 計	213	285	11	509

(注)筆者作成。アンケートは2019年に実施。

れたいと思った」及び「少し入れたいと思った」方の男女比は、男：女＝22.5%：27.7%と若干女性が上回っている。これは、女性が「入れ墨・タトゥー」を「ファッションタトゥー」をイメージしていると思われるからである。前出の山本(2005)は、2003年にアメリカでインターネットによる市場調査が行なわれたと記している。調査結果では、アメリカ全人口の16%の人々が一つないし複数のタトゥーを入れている計算になったと記している<sup>11)</sup>。アメリカでは、毎年この数字が上がってきており、アンケートでの学生の男女合計で25.7%が肯定的であり、アメリカのリアルな数値と日本の学生の潜在的な数値が近くなっている。日本の場合は、まだ「入れ墨・タトゥー」が社会的な差別と偏見があるため自粛しているが、将来的にはリアルな数値でアメリカに向かうと思われる。

問⑤の「日帰り温泉施設」や「スーパー銭湯」の玄関先に表示してある「入れ墨・タトゥー(シールも含む) されている方のご入浴はご遠慮願います」についての設問に対して、「当然だと思う」「ある程度仕方がないことだと思う」で、学生の男女合計が50.8%と半数を超えた。男女比では、男：女＝50.4%：50.8%とほぼ同じ結果になった。これは、上述した2015年に実施した観光庁のアンケート調査において、「入れ墨をした方を巡る苦情の有無」において、「ある」が47.2%、「ない」が51.8%、「無回答」が1%という結果とほぼ一致しており、日本国民においては、「入れ墨・タトゥー」を容認するかしなないかは丁度半数ずつに分けられていると考えられる。

問⑥の「入れ墨・タトゥーをしている人の温浴施設」側の対応として、1「全部受け入れる」男性25.0%・女性28.8%・合計27.2%、2「全部断る」男性11.1%・女性2.0%・合計5.7%、3「専用のシールを貼り、全部隠れば入浴を許可する」男性29.1%・女性37.3%・合計33.6%、4「家族風呂・貸切風呂に案内する」男性14.4%・女性15.6%・合計15.3%、

5「他の入浴客が少ない時間帯に案内する」男性18.1%・女性13.9%・合計15.9%となっている。

この設問は、観光庁の「入れ墨(タトゥー)のある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」を参考にして作成した。学生にとっては、第三者からの対応になるが、受け入れることに関しては、冷静な判断を見せている。構成比で一番多いのは、男女とも、3「専用のシールを貼り、全部隠れば入浴を許可する」としているが、反面、専用シール(上述の埼玉県の温浴施設)で隠せる威圧感のない「入れ墨」や「ファッションタトゥー」なら許せると考えていると捉えることができる。

問⑩は、「入れ墨・タトゥー」のイメージを問う設問にした。1「やくざ・暴力団と関係がある人」は男性14.8%・女性6.9%・合計10.4%と少なかった。任侠映画・やくざ映画を知らない世代のイメージである。この間で一番多かったのは、2「今は、アーティストやスポーツ選手も入れているので何とも思わない。」で、男性38.6%・女性47.0%・合計43.5%と平均4割強と多い。国際的なスポーツ大会が日本で開催される頻度が多くなったのと、テレビチャンネルの増加が影響していると思われる。しかし、「入れ墨・タトゥー」がやくざ・暴力団のイメージはなくても、3「怖いとは思わないが、少し引いてしまう。」という回答が、男性27.0%・女性33.3%・合計30.6%と2番目に多い結果となった。海外の有名なアーティストやスポーツ選手は、普段から見慣れているが、初めて「入れ墨・タトゥー」を見る機会が多い学生に対しては、どうしても抵抗があるように感じられる。

問⑫は、「入れ墨・タトゥーを入れた方が湯船に入ってきた」時の対応を問うアンケートにしている。結果は、1「早めに浴室から出る。」は男性5.7%・女性0.7%・合計2.8%。2「距離をとって入浴する」は男性13.2%・女性6.3%・合計9.3%。構成比で一番高か



ったのが、3「多少意識するが普通に入浴する」で男性46.2%・女性59.0%・合計53.2%であった。4「全く普通に入浴を楽しむ。」も、男性33.5%・女性33.3%・合計33.7%の結果で、2番目に高い構成比になっている。

この設問に敢えて加えていない部分であるが、温浴施設や浴槽の大きさにより利用者の対応の仕方が変わってくると思われる。また、現在の若者は、共同浴場や銭湯を利用する機会が少なく、日帰り温泉施設においても、入館時点で「入れ墨・タトゥー（シールも含む）されている方」は入浴拒否されており、イメージの中での対応に近い回答と考えられる。仮に「入れ墨・タトゥーを入れている方」と遭遇した中での回答であっても、比較的女性が浴槽で遭遇する機会が少ないと思われるので、1・2の回答の結果に現れていることは納得できる。

問⑬では、入れ墨・タトゥーの基礎知識のレクチャー、アンケートでの設問を通して、種々の知識を入れた段階で、「正直なところ、入れ墨・タトゥーをしている人は怖いと思いますか」という問いかけを意識的に入れてみた。その結果、1「怖い」2「少し怖い」と回答した方で、男性50.2%・女性43.9%・合計45.8%となり、半数弱の学生が思っていることがわかった。しかし、男性と女性とでは6.3%の差が出たのは、男性は「入れ墨・タトゥー」を従来の反社会的勢力の方が施しているもの、女性は「入れ墨・タトゥー」を海外で入れることができる「ヘナタトゥー」や「ファッションタトゥー」をイメージして回答しているように推測する。

## (2) 自由回答について

問⑭に関しては、「入れ墨・タトゥーについて経験されたエピソード」を自由に記入してもらった。その中で多かったのは、「身近な人」（家族や友達）が「入れ墨・タトゥー」を入れていたことでの体験談である。以下内容をいくつか記してみる。（以下ゴシックは筆者）

- ・僕の親族の一人がやくざで、一緒に銭湯行った時、その浴槽からいっせいに人が消えたことがあった。（男子学生）
- ・自分の父親が背中全面に入れ墨をしているため、家族でプール等に行ったことがなかった。温泉も父親は大浴場に入れなかったもので、子供ながら可哀相に思った記憶がある。（女子学生）
- ・母がタトゥーを入れているので、プールや温泉に入れないと困っていた。（女子学生）
- ・父にタトゥーが入っています。外国で育った経験もあり、私たちの中では全く普通のことだと思っていましたが、日本の温泉・入浴施設でことごとく断られ本当に驚きました。日本の文化なので仕方ないですが、その文化が適切なかどうかという話は平和（ママ）にできそうにないですね。（女子学生）
- ・私の友人（ニュージーランド人）が来日した際に、タトゥーで温泉に入ることができませんでした。（女子学生）

日本の「入れ墨・タトゥー」問題に対しては、在日外国人を除き、日本での差別・偏見が残るなかで、家族・身内が社会的影響を考えずに施した結果、今の日本では、親の入れ墨・タトゥーが家族との楽しみを奪ってしまっている部分が多いのではないかなと思える。

問⑮に関しては、「入れ墨・タトゥーについて、日頃、感じていること・思っていることを書いてください」との設問に対して、509人中303人から想定以上の意見が寄せられた。観光学を専攻する学生らしく、「現在のグローバル化された日本で、タトゥーによる入浴拒否は時代遅れである。」とか「日本が観光立国としてインバウンド政策を取っていることと逆行している。このままでは、訪日外国人旅行者のリピーターがなくなるのを懸念する。」等の当然と思われる意見を多く記されている。

その反面、「入れ墨・タトゥー」を反社会

的勢力と結びつけたネガティブなイメージで捉えている学生も少なからず存在する。日本で「入れ墨・タトゥー」を入れることで、社会生活を送ることに制約がでることを肯定する意見、すなわち、日本では「入れ墨・タトゥー」を入れることで生じる実社会での差別や偏見を受け入れたなかで、敢えて「入れ墨・タトゥー」を施すことに対する意見もでてきている。アンケートの意見を2つ挙げてみる。

- ・現状、やはりタトゥー系は社会的に避けられた傾向があることは否めないが、殆どの人が自らの意思で刻んでいると思っているので、自己責任として受け取ってもらいたい。(男子学生)
- ・入れ墨・タトゥーをすることが自由なら、それを断ることも自由である。というのがすべてであると思う。また、海外の人が文化として入れているものを日本人が入れたくて入れたものとは全く違うと思うので、それによって受ける影響を考慮せずに「差別だ」と言っていることは良くないと考える。(男子学生)

また、入れ墨・タトゥーを入れた人が、即、反社会的勢力であるとの短絡的な反応に対して、女子学生から下記のような意見も出ている。

- ・タトゥーそのもののよし悪しではなく「タトゥーした人の入浴」への反対意見にある反社会的勢力の可能性というのは、あくまで可能性であるし、反社会的勢力かどうかの判断材料にタトゥーを利用するのは良い

が、タトゥー＝反社会的勢力＝入浴拒否というのはおかしいと思う。反対派の理由にイマイチ説得力や根拠がないように思える。グローバル化が進んでいることを考えるとタトゥーに対する理解を深める必要があると考える。(女子学生)

上記の意見のように冷静に分析している学生もいる。入れ墨・タトゥーに対して、今までの判断が正しいがどうか深く掘り下げ、行動を起こす時が来ていると考える。以下、【資料1】にまとめた集計結果のうち各問への回答の内訳を示す。

### 【資料1】アンケート集計結果

(入れ墨・タトゥーと温泉入浴関連のみ表示)

問① 入れ墨・タトゥーを入れたと思ったことがありますか。

1. 入れたと思った。
2. 少し入れたと思った。
3. 考えたことがなかった。
4. あまり入れたと思わなかった。
5. 全く思わなかった。

問⑤ 「日帰り温泉施設」や「スーパー銭湯」の玄関先に「入れ墨・タトゥー（シールも含む）されている方のご入浴はご遠慮願います」との表示がありました。あなたは、どう思いますか。

1. 当然だと思う。
2. ある程度仕方がないことだと思う。
3. 深く考えたことがない。
4. 全く理不尽なことだと思う。
5. その他( )

問①

行比率(単位%)

	1	2	3	4	5	度数
男性	12.2	10.3	13.1	5.2	59.2	213
女性	10.2	17.5	11.9	7.4	53.0	285
全体	11.4	14.3	12.4	6.3	55.6	509

問⑥ 入れ墨・タトゥーをしている人の温浴施設としての対応としては、どれが適切だと思いますか。

1. 入れ墨・タトゥーをしている人を全部受け入れる。
2. 入れ墨・タトゥー（ファッションタトゥー、シールも含めて）をしている人を全部断る。
3. 入れ墨・タトゥーの箇所に専用のシールを貼り、全部隠れば入浴を許可する。
4. 入れ墨・タトゥーをしている人は、家族風呂・貸切風呂に案内する。
5. 入れ墨・タトゥーをしている人は、他の入浴客が少ない時間帯に案内する。
6. その他の対応があれば記入してください。  
[ ]

問⑩ 入れ墨・タトゥーをしている人をどう思いますか。どういうイメージをお持ちですか。

1. やくざ・暴力団と関係がある人と思ってし

まう。

2. 今は、アーティストやスポーツ選手も入れているので何とも思わない。
3. 怖いとは思わないが、少し引いてしまう。
4. 私とは、違う世界の人だから、できるだけ距離を置いて関わりたくない。
5. その他( )

問⑫ 入れ墨・タトゥーを入れた方が湯船に入ってきたら、どうされますか。

1. 早めに浴室から出る。
2. 距離をとって入浴する。
3. 多少意識するが普通に入浴する。
4. 全く普通に入浴を楽しむ。
5. その他( )

問⑬ 正直なところ、入れ墨・タトゥーをしている人は怖いと思いますか。

1. 怖い。 2. 少し怖い。
3. ほとんど思わない。 4. 全く思わない。

問⑤

行比率（単位%）

	1	2	3	4	5	度数
男性	14.6	35.8	25.5	20.8	3.3	212
女性	1.4	49.4	22.8	23.9	2.5	285
全体	7.1	43.7	24.0	22.4	2.8	508

問⑥

行比率（単位%）

	1	2	3	4	5	6	度数
男性	25.0	11.1	29.1	14.4	18.1	2.3	216
女性	28.8	2.0	37.3	15.6	13.9	2.4	295
全体	27.2	5.7	33.6	15.3	15.9	2.3	523

問⑩

行比率（単位%）

	1	2	3	4	5	度数
男性	14.8	38.6	27.0	10.0	9.6	230
女性	6.9	47.0	33.3	4.5	8.3	288
全体	10.4	43.5	30.6	6.8	8.7	529

問⑫ 行比率 (単位%)

	1	2	3	4	5	度数
男性	5.7	13.2	46.2	33.5	1.4	212
女性	0.7	6.3	59.0	33.3	0.7	285
全体	2.8	9.3	53.2	33.7	1.0	508

問⑬ 行比率 (単位%)

	1	2	3	4	5	度数
男性	8.6	41.6	32.1	15.3	2.4	209
女性	2.8	41.1	38.9	13.3	3.9	285
全体	5.2	40.6	36.3	14.7	3.2	504

5. その他 ( )

- 5. その他の回答で主だったもの。
  - ・ 割合による。 ・ 変わった人だと思う。
  - ・ 何故入れているのは気になる。
  - ・ 人による。 ・ タトゥーの量による。

問⑭ 温泉入浴において、入れ墨・タトゥーについて経験されたエピソードがあれば、何でもお書き下さい。

問⑮ 入れ墨・タトゥーについて、日頃、感じていること・思っていることを書いてください。どのような内容でも構いません。

6 まとめ

以上、観光学専攻の学生を対象に「若者の温泉入浴における入れ墨・タトゥーの意識調査について」アンケート調査に基づき分析をしてきた。データベースから、観光業を含む一般的な会社に就職する平均的な学生のサンプルを取ることができた。問⑮の回答を見る限り、現代の学生は、中高年世代ほど入れ墨・タトゥーの偏見も大きくなく、前向きな問題意識を持っていることがわかった。

我が国の入れ墨文化は、諸説があるものの、明治時代初期から第二次世界大戦終了時まで一時期、政治的に禁止されていたにも拘わらず、太古の昔から現代まで受け継がれてきた。日本伝統の和彫りに関しても、輸出さ

れたものが逆輸入されてきた部分もある。昨今、入れ墨・タトゥーは、海外の有名なアーティストやスポーツ選手が施しており、開放的になりつつある反面、未だ犯罪者への刑罰としてのネガティブなイメージを内在しながら、「反社会的勢力」と結び付られて今日に至っているように思われる。

2019年のラグビーワールドカップが閉幕し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎え、訪日外国人旅行者への対応が喫緊の課題となっている。外国人旅行者の訪日目的の上位に「日本食」「ショッピング」「歴史・伝統文化の体験」があり、それに加えて「温泉入浴」が毎年ランクインされている<sup>12)</sup>。このような状況の中で、「入れ墨・タトゥー」による温泉入浴のトラブルは、観光立国を目指す日本国にとって文化交流の火種となっている。この問題は、温泉施設での個別対応に頼っている現在、政府・民間団体含めあらゆる角度から真剣に議論を進めていく必要があると考える。

注

- 1) JNTO (日本政府観光局) 年別訪日外客数、出国日本人数の推移(1964年～2018年)。
- 2) 国土交通公社観光庁ホームページの報道・会見 最終更新日2015年10月21日



「入れ墨(タトゥー)がある方に対する入浴可否のアンケート」結果について

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05\\_000160.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000160.html) 2020.1.5. 閲覧。

- 3) おふろcafé utatane (埼玉県さいたま市)のホームページ  
<https://ofurocafe-utatane.com/>  
2020.1.7. 閲覧。
- 4) 山本芳美 (2005) : 『イレズミの世界』河出書房新社、74-75頁。
- 5) 福間健二・山崎幹夫 (1993) : 『大ヤクザ映画読本』洋泉社、161-190頁。  
年度別の集計。映画会社：松竹・松竹富士・東宝・東宝東和・大映・東映・東映クラシック日活(にっかつ)・ダイニチ映配・ATG・日本ヘラルド・アルゴプロジェクト・その他。
- 6) 世界ではなぜいま伝統的タトゥーが復興しようとしているのか——台湾、琉球、アイヌの文身をめぐって | 大島托(タトゥーイスト) × 山本芳美(文化人類学者)  
<https://hagamag.com/uncategory/5313>  
2020.1.9. 閲覧。
- 7) 国土交通省観光庁報道・会見。  
[https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05\\_000183.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000183.html) 2019.12.18. 閲覧。
- 8) 国土交通省観光庁「入れ墨(タトゥー)のある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001123194.pdf> 2019.12.19. 閲覧。
- 9) 第193回国会の質問の経過、質問本文及び答弁本文より  
[www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/kaiji193\\_1.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/kaiji193_1.htm) 2019.12.21. 閲覧。
- 10) 前掲9)と同じ。
- 11) 山本芳美 (2005) : 『イレズミの世界』河出書房新社、24頁。  
調査は2003年7月14日から20日まで、全国の2215名の成人に対して、オンラインでおこなわれた。
- 12) 国土交通省観光庁 平成29年訪日外国人消費動向調査【トピックス分析】  
<https://www.mlit.go.jp/common/001226295.pdf> 2020.1.8. 閲覧

## 参考文献

- ・ 第193回国会の質問第69号 平成29年2月13日提出「入れ墨がある人の公衆浴場での入浴に関する質問主意書」  
[www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_s.nsf/html/shitsumon\\_pdfS/a193069.pdf/\\$File/a193069.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon_pdfS/a193069.pdf/$File/a193069.pdf)
- ・ 第193回国会の答弁第69号 平成29年2月21日受領「衆議院議員初鹿明博君提出入れ墨がある人の公衆浴場での入浴に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」  
[www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_t.nsf/html/shitsumon\\_pdfT/b193069.pdf/\\$File/b193069.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon_pdfT/b193069.pdf/$File/b193069.pdf)
- ・ 福間健二・山崎幹夫編集 (1993) : 『大ヤクザ映画読本』洋泉社。
- ・ 山本芳美 (2005) : 『イレズミの世界』河出書房新社。
- ・ 山本芳美 (2016) : 『イレズミと日本人』平凡社新書。
- ・ 小山 騰 (2010) : 『日本の刺青と英国王室—明治期から第一次世界大戦まで—』藤原書店。
- ・ 小野友道 (2010) : 『いれずみの文化誌』河出書房新社。
- ・ 斎藤卓志 (2005) : 『刺青墨譜—なぜ刺青と生きるのか—』春風社。
- ・ 吉岡郁夫 (1996) : 『いれずみ(文身)の人類学』雄山閣。

# ドイツ・オーストリア温泉保養地の持続的発展に関する考察 ---- ミュンヘン・ザルツブルク近郊の事例研究 A Study on Sustainable Development of Hot Spring Health Resort Towns Around Munich and Salzburg in Germany and Austria

大國 道夫\*  
 Michio OKUNI

キーワード：温泉保養地 (Kurort)・バイエルン (Bayern)・ハプスブルク (Hapsburg)・  
 空間計画 (Raumordnung)

## 1 はじめに

ミュンヘンからザルツブルク郊外へかけてのクアオルトとして認定されている温泉保養地について、まちづくりからみた持続的発展特性について考察する。対象はドイツのバートアイブリング、バートライヘンハル、オーストリアのバートイシュル、バートゴイゼレン、バートガスタインである。これらの事例については2018年10月20日から28日まで阿岸祐幸北海道大学名誉教授のご指導の下、実施した視察体験(図1)と現地資料、ドイツヘルスリゾート協会、ドイツ観光協会資料、バイエルン州、ザルツブルク州都市計画資料、景観に関する研究論文等を基に考察する。

これまでドイツ温泉保養地に関する研究として医学的研究<sup>1)</sup>、世界の温泉保養地研究<sup>2)</sup>、クアオルトの実態、制度に関する研究<sup>3)</sup>がある。まちづくりに関する研究として国土計画に相当する「空間整備計画」に関する研究<sup>4)</sup>、農村の観光に関する研究<sup>5)</sup>、国土の美観に関する研究<sup>6)</sup>がある。しかし都市の中での温泉保養地の位置づけや国土の空間計画、農村の景観や宿泊施設、広域観光と関連付けた研究はない。温泉保養地は自然の恵みとして領邦国家の時代や19世紀を経て利用されてきており、今日では健康重視の生活に必要なものとなっている。地元の街からの利用ばかりで

はなく都市間ネットワークにより広域的利用や観光としても重要な役割を果たしている。そこで本稿ではその持続可能な発展方向を見出そうと試みるものである。



図1 調査対象の都市・温泉保養地  
 (注) 以下、掲載の図と写真は筆者作成・撮影。

## 2 対象地の概要

### (1) 温泉保養地リスト

#### ①ドイツ バイエルン州

ミュンヘン近郊でアルプス北縁から50キロ程度の位置にあり、周遊自然観光地としてベルヒテスガーデンに近い。

バートアイブリング Bad Aibling、人口19,000人、面積41km<sup>2</sup>

バートライヘンハル Bad Reichenhall、人口18,000人、面積40km<sup>2</sup>

②オーストリア オーバーエスターライヒ州  
 ザルツカンマーグートに位置する

\*大國道夫・都市・建築総合研究所 (Okuni Michio and Associates)

パートイシュル Bad Ischl 人口14,000人、面積160km<sup>2</sup>

パートゴイゼルン Bad Goisern 人口7,500人、面積110km<sup>2</sup>

③オーストリア ザルツブルク州  
ガスタイン溪谷に位置する

パートガスタイン Bad Gastein 人口4,000人、面積170km<sup>2</sup>

### (2) 温泉保養地の立地特性

ミュンヘンからザルツブルク近郊は中世以来バイエルン公国とハプスブルク家の支配が重なりあってきた。両家の経済基盤を支えた産業として岩塩がある。ベルヒテスガーデンで産出した岩塩をパートライヘンハルで精製してミュンヘンに集積し、ヨーロッパ北部へ運んで行った。ザルツブルク近郊のザルツカンマーグートはハプスブルク家の塩の御料地として岩塩を産出し、パートイシュル、ザルツブルクを経て交易されていった。

パートライヘンハルはバイエルン公国、パートイシュルはハプスブルク家御用達の温泉保養地として栄えた。今日ではこれらの温泉保養地はミュンヘン、ザルツブルク大都圏にあり、それぞれベルヒテスガーデン、ザルツカンマーグートと周遊ルートで結びついた国際観光エリアとして繁栄している。

## 3 視察からみた検討の視点

温泉保養地について自然・歴史文化や都市、観光地、農村との関係からの視点を整理しておく。

### (1) 自然・歴史・文化体験の場

ミュンヘンからザルツブルクへかけての地域ではビールやモーツァルトの音楽、食文化や街並みになどにバイエルン公国やハプスブルク家の時代の文化が残っている。パートライヘンハルやパートイシュルでは土産物として岩塩が売られていたり、岩塩水噴霧吸入装置による治療効果などが試みられている。現在の温泉保養地は歴史的、文化的蓄積の成果であり、体験できる場である。

### (2) 街と温泉保養地—「クアパーク（散策公園）」と「賑わい軸」の組み合わせ

クアパークは比較的静かで落ち着いた場所であり、野外コンサートなどのイベント時を除いてはゆったりと散策する公園である。交流機能中心とされている伝統的なクアハウスや多目的治療のためのクアミッテルハウスもクアパークと同様である。これに対してホテルやレストランが集積する通りは観光客や日常的な利用の人々が集まる場所として賑わいを見せている。ホテルにはスパ施設を備えているところもあり、健康、美容などのリラクゼーションサービスを受けることができる。観光客を誘致するルートの整備やクアハウス、シアターなどでのイベントの実施などによる賑わい軸との一体化は利用者の利便性の向上、観光客誘致に寄与していくのではないかと考えられる。

### (3) 多様な役割—広域の利用と新たな利用

都市と都市、農村、観光地とのネットワーク強化により広域利用が可能になってきている。最近では大型の最新式テルメが街の一角にでき屋外プールなどでは賑わいを見せている。伝統的な施設に対して最新の施設が増設されてきていることは温泉保養地に対する利用目的が治療や保養から日常的な健康志向、リラクゼーション目的や観光目的へと変化してきているととらえることができるのではないか。都市間連携の強化と合わせて、広域都市圏における健康、文化、経済活動拠点としての利用も可能になるのではないか。

## 4 ネットワーク型都市と温泉保養地

対象とした温泉保養地は孤立、独立しているのではなくて、都市の一部として存在している。製塩業や交易で発達した都市や地域の一画として存在しており、母体となる都市はネットワーク型都市としてドイツ、オーストリア「空間計画」に位置づけられている。

### (1) ドイツ空間計画

フランスではパリ、イギリスはロンドンと

いった大都市に人口や政治、経済、文化機能が極集中しているが、ドイツではベルリン、ハンブルク、ミュンヘンなどの都市に分散している。ドイツの国土計画に相当する「空間計画」は一定の公共施設が集積する「中心地」とこれをつなぐ「軸」によって構成されている。国内のどこにいても同等の生活ができることを条件とし、バスなどで20分程度で行ける下位中心地から1時間程度で行ける上位の中心地まで何段階かに分けて計画している。個別の計画は各州で決められている。各中心地はネットワーク化されており、お互いに補完しあうことが前提となっている。オーストリア開発計画においても同様の中心地ネットワーク型計画が示されている<sup>7)</sup>。

## (2) バイエルン州地域開発計画

『バイエルン州開発空間構造2019』(図2)によると、バートアイプリングは都市近郊地域の中位サブセンター、バートライヘンハルは農村地域の中位センターに指定されている。

## (3) オーストリア開発プログラム

『ザルツブルク国家開発計画2003』(国家開発計画2018に含まれる)(図3)によると、ザルツブルクは都心エリアに属する中心地レベルA、バートガスタインは農村地域の中心地レベルCに位置付けられている。『アップーオーストリア国家空間計画プログラム2017』ではバートイシュルとバートゴイゼル

ンは中小都市とザルツカンマーグート世界遺産地域に属しそれぞれオーストリア北部のセンターとサブセンターとして位置付けられている。

## 5 都市中心部と温泉保養地

都市の中での温泉保養地の位置づけについて検討する。温泉保養地はバイエルン公国やハプスブルク家の時代から使われて来ており19世紀後半に鉄道が開通することによりさらに繁栄した。このような温泉保養地について医学的知見に基づく基準を定めることにより一層健康志向社会へ役立てることを意図して、ヘルスリゾート協会の前身の協会が1892年に設立されている。

### (1) 温泉保養地(クアオルト)の定義

温泉保養地の定義と品質基準についてはドイツヘルスリゾート協会とドイツ観光協会によって定義されており、これに基づいて「バートBad」の名称が与えられる。

ドイツヘルスリゾート協会とドイツ観光協会による定義と品質基準2017概要を示す。

6章構成で第2章に共通の一般要件、第3章にスパ、クナイプ、海辺のタラソセラピー、泥、気候リゾートなど多岐にわたる個別の特別要件が規定されている。第2章指定基準としてスパ事業の経済的重要性、社会政策として個人の健康予防の目標があげられていてそのためにはスパ及びヘルスリゾートでサポ

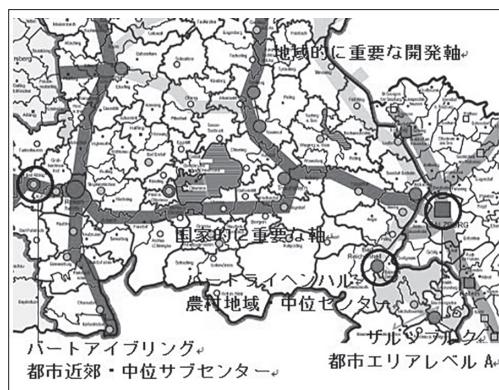


図2 バイエルン州開発空間構造2019

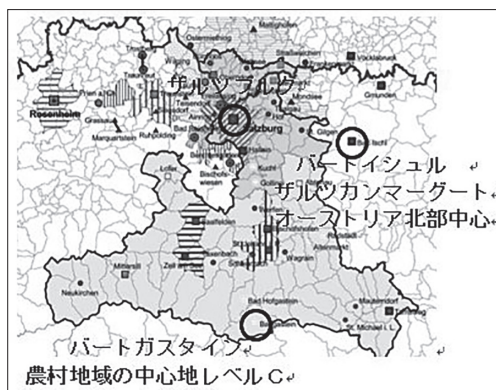


図3 ザルツブルク国家開発計画2003



ートしなくてはならないこと、スパのすべてのゲストはスポーツ施設にアクセスできる必要があるとしている。

スパエリアはスパの患者、ゲストがスパ施設、娯楽オプション、宿泊施設、ケータリング施設が利用できるために街、または地区の一部が含まれていることが規定されている。利便性のためには街なかの施設を使うこともあるので、まちとの接点、相互連携が必要との視点である。第2章BⅣにはスパキャラクターの項目が列挙されている。スパエリアの建物、自然植栽、庭園は都市計画と合致してエリアの外観を特徴づけること、エリア内はバリアフリーであること、徒歩でのアクセスを容易にするため歩道をエリア中央に通すことなどが記載されている。BV環境保護では森林や水の保護などについて列挙されている。

BⅥのスパ施設には具体的な施設について記載されている。クアパークは街のなかの魅力の中心で文化的なイベントも開催できるようアクセス性を良くし、造園などについても列記されている。BⅦは宿泊施設や食事、レジャーなどについて記載されている。外来患者やゲスト用の宿泊施設やレストラン、音楽演奏、読書室、スパクリニックなど細かく記載されている。

第3章には固有の条件が規定されている。BⅠスパリゾート、Ⅱスパについて規定されている。医療、化学組成、科学などの記述に続いてスパ施設としてクアミッテルハウス(多目的治療施設)、運動療法施設、リラクゼーション施設、食事プログラム、公園と緑地環境の必要性、ゲストハウス、患者やスパのゲストのための情報、トレーニングセンター、コミュニケーションルームについてなどが記載されている。

このほか認定された場合少なくとも10年ごとの報告が必要とされ、基準に該当しない場合は名称「Bad」剥奪もありうるとしている。

## (2) クアパークの構成

温泉保養地(クアオルト)の構成はクアパーク(散策公園)を中心にクアハウス(コミュニティー交流施設)、クアミッテルハウス(多目的治療施設)、シアター、カジノ、ホテル、商業施設などにより構成されている<sup>8)</sup>。クアパークを中心としたエリアはまちの中でも公園としての静けさを保っており、賑わいはホテルや商業施設が集まるストリートが中心となっている(図4)。

### (3) 各温泉保養地の特徴

#### 1) パートアイブリング

街の賑わい中心部から少し離れたところにクアパークがある。ここにクアハウス、観光案内所、シアターがあり、周辺のクリニック、鉄道駅へと続いている。大型の新テルメが徒歩10分ほど南の所にある(図5)(写真1)。

#### 2) パートライヘンハル

クアオルトの基本となる施設はまちの中心部にあり、クアパークのなかにクアハウス、クアミッテルハウス、シアター、飲泉所があり独特の施設として岩塩精製機が治療用に設置されている。パーク入り口のわきに水を使うクナイプある。これらに隣接して多くの観光客などが行き交うホテル、レストラン街が続いている。これとは別の線路沿いにカジノ、会議場があり、さらに離れた位置に駅があり、その北側に新たな大型テルメがある(図6)。

#### 3) パートイシュル

駅から伸びるメインストリートにはハプスブルク家御用達の菓子店やレストランが並び賑わいを見せ、途中の広場に面して郵便局や元飲泉所だった観光案内所がある。中ほどに隣接してクアパーク、クアミッテルハウス、クアハウスが並んでいる。駅前には大型ホテルと新たなテルメがある(図7)(写真2)。

#### 4) パートゴイゼルン

鉄道駅を中心とした市街地から車で10分ほどの広大な庭園にテルメ併設ホテルがあり、ここが温泉保養施設すべての拠点になっ



図4 バートライヘンハル クアパーク

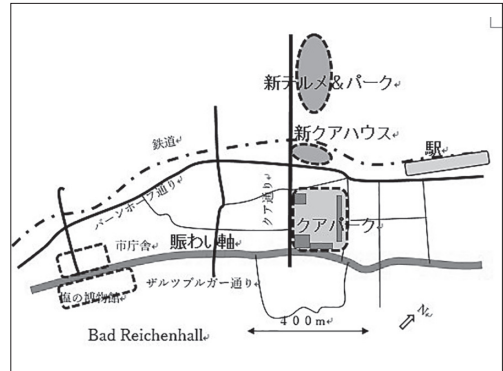


図6 バートライヘンハル

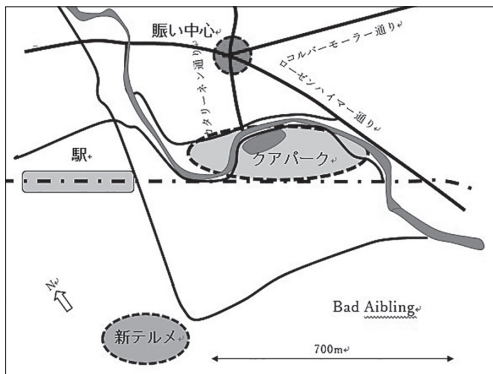


図5 バートアイブリング

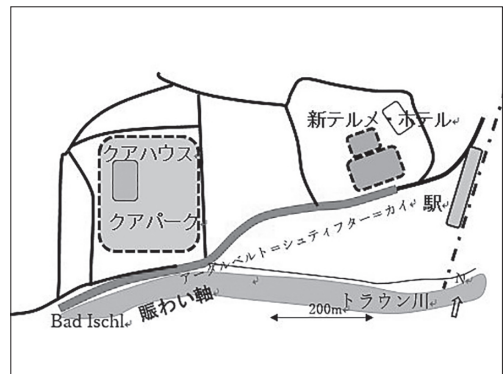


図7 バートイシュル



写真1 バートアイブリング クアパーク



写真2 バートイシュル 賑わい軸とクアハウス

ている。市の中心部近くにクアパークがあるが、広報ビデオを見る限り、通常の温泉保養地とは役割が違って遊技施設などもあり市民の日常的利用の公園となっている。距離が離れているのでテルメとの直接的連続性はないが遊歩道を通じての連続性はある(図8)。

5) バートガスタイン  
まち全体がすり鉢状の地形に展開していて中心部にはホテル群とガスタイン滝がある。駅前には新大型テルメがある。ホフガスタインにはクアパークがある(図9)(写真3)。

(4) 都市の中心部との位置関係と役割  
温泉保養地とそれぞれの都市を観察してみ

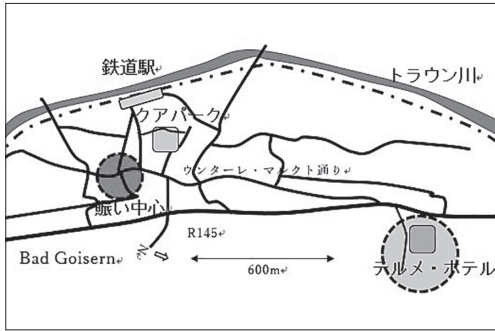


図8 バートゴイゼルン

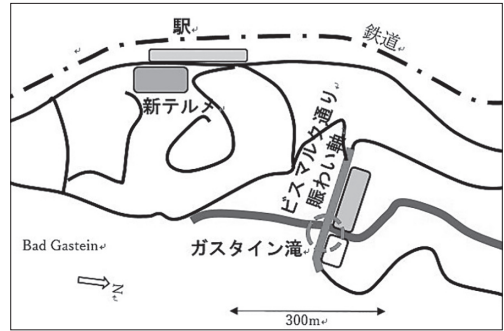


図9 バートガスタイン



写真3 バートガスタイン 全景とテルメ

ると、まちの中心部と保養エリアが重なり合っているケースと中心部と離れてパークを中心とした静かなエリアを形成しているケースなどがある。バートガスタインは大部分が重なり合っている。バートライヘンハル、バートイシュルは中心部の骨格を形成している。バートアイブリングは中心部から離れてクアパークが存在している。温泉保養地の役割として治療、保養、観光と市民の日常的な利用があり、ホテルや商業施設のある賑わい中心に近いほど観光の性格が強くなっている。都市の中での温泉保養地の配置の類型を示す。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ① 全体分布型   | バートガスタイン             |
| ② 中心骨格形成型 | バートライヘンハル<br>バートイシュル |
| ③ 偏心分布型   | バートアイブリング            |
| ④ 独立型     | バートゴイゼルン             |

## 6 景観の連続性--自然・まち・農村

バートライヘンハルから観光地ベルヒテスガーデンを探索し、農村風景を見ながら家族の経営のホテルで宿泊する。次の日にはバートガスタインへ向かう。歴史的街並みと山林などが幾重にも重なり変化のある風景を作りだす(図10)。観光客や治療、保養の長期滞在客にとっても豊かな体験となる。このような風景を実現するには、環境保護や農村経営努力に加え、都市開発制限などの公的制度による支援が必要となる。開発コントロールは先に述べた「空間計画」によって可能であり、農村の環境整備は「農村で休暇を」制度、自然の保護に関しては「自然保護法」、「森林法」が寄与し、景観や街の美化に関しては「国土美化運動」が底流にあったと考えられる。

### (1) ドイツの農村、自然の景観整備の底流としての「国土美化運動」

19世紀初頭バイエルンにおいて「統一ドイツをヨーロッパのエデン」に変えようという国土全体の美化がG.フォアヘアによって提唱された。1821年バイエルン国土美化特別委員会が創立される。その後ザクセン特別委員会などが続々と設立された。フォアヘアは、国土美化は農業・造園・建築の分野の統合によって実現すると考えた。これとは別に1830～40年代にかけて様々な都市で美化協会が結成された。近郊の都市のオープンスペースに施設を設置したりその支援をした。1830年にはバイエルン美化協会は解散する



が、各地の美化協会は20世紀に至るまで存続し、一部は行政の緑地・公園課の原型となった。その後これらの運動は郷土保護運動、自然保護運動、田園都市運動などの下地を形成したと考えられている<sup>9)</sup>。

## (2) 自然環境保護のための「自然環境保護法」と「森林法」

古代、中世のヨーロッパには森が広がっていた。1000年ごろから森林伐採と開墾がヨーロッパ中で進み森は荒廢の一途をたどる。17～18世紀 人口が急増し森林伐採により森林が激減する。このようななかで森林復元計画がはじまり針葉樹を植林する<sup>10)</sup>。

ドイツの初期自然保護運動は19世紀中ごろから20世紀初頭にかけて、アメリカを模範にしてナショナルパークを設立する運動であった。1904年に結成された「郷土保護同盟」は戦後にわたるまで活動をつづけ、その主張は自然保護を「故郷を守る」と言い表したところに特徴がある<sup>11)</sup>。

連邦自然保護法は1976年に制定、「自然保護」はドイツにとって基本的な目標となった。その第20a条では、「国は来るべき世代の人々に対する責任を果たすためにも憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じてまた、法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて自然的生活基盤を保護する」と規定している。

連邦森林法は1975年に制定された。森林計画は空間法と整合をとること、森林所有者に再造林を義務付けた。何人もレクリエーション林を指定できるとしている。1995年の改正ではビオトープの保全が加えられている。

## (3) 農村の経営支援のための制度としての「農家で休暇を」と「農家民宿」

ドイツ連邦では1961年から条件不利地域対策が取られていた。当初は農地整備などの農業経営効率化のための構造改革が主体であった。1970年代から農家をサポートする政策から地域開発を主とする政策へ重点が移転

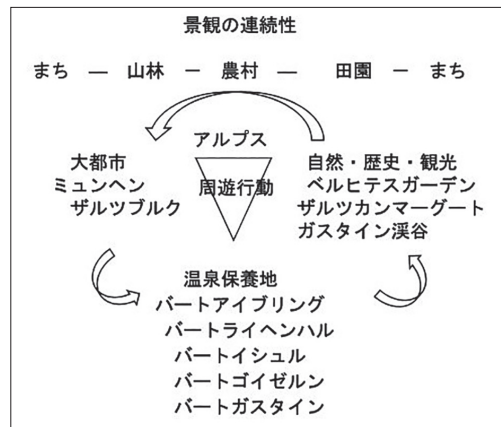


図10 景観の連続性

した。農業観光の振興が重視されるようになった。1970年代から始まっている「農家で休暇を」制度では農村経済振興のために農家民宿を進めている<sup>12)</sup>。これは周辺の道路や生垣、緑地の整備なども含み、農村部の景観づくりに役立っている。

## 7 持続的な発展

温泉保養地は人々の治療、保養の場として長く使われ発展してきた。その持続的発展過程について利用目的、街との関わり、広域的観点、制度の観点等から整理をしておく。

### (1) 時代の変化に対応した増改築と利用

温泉保養地の中心的施設に加え会議場やシアターなどが増設された事例があり、共通の現象として最新式大型テルメが作られている。これは温泉保養地の目的が治療や保養のほかに健康志向の日常的リラクゼーションやトレーニング場、観光の主要目的に変化してきていることをうかがわせる。時代の変化や多様化に対応できるような増改築が持続的発展の一要因であると考えられる。

### (2) 街との融合

地元の人々にとっては温泉保養地が街の環境や雰囲気になじんだ場所であり、長期滞在する患者やゲストにとっては街中のレストランや美術館利用などが気分転換のために重要である。街の人々との行き来が容易であるこ



とが親しまれ持続できる要因となっている。

### (3) 広域的利用

都市と農村と自然豊かな観光地を結ぶ広域観光によって多くの人々が温泉保養地にも立ち寄ってくれる。鉄道網や道路整備が進めば治療や保養の利用も広域からの利用が可能となる。さらに大都市ミュンヘンやザルツブルクなどで行われる音楽祭や国際会議などの連携により関連の音楽会、展示場、国際会議としての利用などへの展開も可能となる。実例としてすでに温泉保養地バーデン・バーデンはフランクフルトやミュンヘンなどと並ぶ国際会議都市として位置づけられている<sup>13)</sup>。

### (4) 制度的枠組

これらの活動を支える制度として温泉保養地の品質の維持管理のための定義、基準や都市間ネットワークを規定した空間計画があり、農村の環境整備として農村休暇制度<sup>14)</sup>、自然保護制度などがある。これらを運用することによって持続的発展を支援することになる。

## 8 今後の方向—健康と環境の時代へむけて

社会、経済のグローバル化とともに健康志向と環境重視の時代へ入ってきた今、自然の治癒力を生かした温泉保養地の利用は今まで以上に重要となっている。今後も伝統文化の継承を通じ広く世界の人々が温泉文化を体験できる機会が多くなることを期待する。

### 注・参考文献

- 1) 阿岸祐幸 (2009) : 『温泉と健康』岩波書店、187-203頁。
- 2) 山村順次 (2004) : 『世界の温泉地』日本温泉協会、45-52頁。
- 3) 小関信行・アンゲラ・シュウ (2012) : 『クアールKurort入門 気候療法・気候性地形療法入門』書肆犀、27-75頁。
- 4) 森川 洋 (2017) : 「ドイツの空間整備における「同等の生活条件」目標と中心地構想」『自治総研』第43巻12号、1-22頁。
- 5) 菊地俊夫・山本充 (2011) : 「ドイツ・バイエルン州におけるルーラルツーリズムの発展と農村空間の商品化」『観光科学研究』第4号、15-27頁。
- 6) 赤坂信 (2005) : 「ドイツの国土美化と郷土保護思想」『都市美』学芸出版社、62-81頁。
- 7) 祖田修 (1980) : 「西ドイツの空間整備政策と農業政策」『農林業問題研究』第60号、11-19頁。
- 8) 阿岸祐幸・飯島祐一 (2006) 『ヨーロッパの温泉保養地を歩く』岩波書店、2-11頁。
- 9) 前掲6)。
- 10) 池上俊一 (2015) : 『森と山と川でたどるドイツ』岩波書店、107-109頁。
- 11) 森 涼子 (2011) : 「ドイツ自然・環境保護運動の歴史 研究動向と今後の展望をめぐって」『史学雑誌』第120巻4号、520-545頁。
- 12) 富川久美子 (2007) : 『ドイツの農林政策と農家民宿』農林統計協会、15-39頁。
- 13) GCB (ドイツ・コンベンションビューロー) <https://www.gcb.de/discover-germany/cities.html> (2019年12月10日閲覧)
- 14) 菊地俊夫・山本充 (2011) : 「ドイツ・バイエルン州におけるルーラルツーリズムの発展と農村空間の商品化」『観光科学研究』第4号、15-27頁。

# 温泉地への再訪動機と懐郷についての一考察

## —山形県肘折温泉を事例として—

Thinking about the Revisit to Spas Motivated with Nostalgia  
—A Case Study on Hijiori Hot Springs Area in Yamagata Prefecture—

永岡 圭介\*  
Keisuke NAGAOKA

キーワード：懐郷 (nostalgia) ・再訪動機 (motive to revisit) ・温泉情緒 (spa atmosphere)  
肘折温泉郷 (Hijiori hot springs area)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景と目的

温泉が「どこかなつかしい」ものであると田山花袋が『温泉めぐり』の冒頭でいうように、温泉は郷愁の感覚を喚起し旅人を誘う<sup>1)</sup>。ここで「なつかしさ」というのは、温泉「めぐり」というように幾つもの温泉地に通底することを表す。それは、一つの温泉地に対する回想とは限らないけれども、「一度知った者が生涯のなかで幾度も思う」という回帰性をもつ<sup>2)</sup>。また、湯そのもの、素朴なつくりの宿と街並み、自炊する湯治客などが、我々から失われてきた温泉集落の記憶を刺戟し、掟・共同規制からの解放を表し、「なつかしさ」を喚起するという。これは、温泉地・湯治場に広がる「生の根」であり、温泉が喚起する「なつかしさ」のもう一つの側面である<sup>3)</sup>。民俗学者森繁哉は、温泉地・湯治場に根づく内発的な民俗芸能や土地の食材など見過ごされてきた「土地の生理」が、都市生活者によって抱かれるムラに対する健康と癒し、回帰性といった想念に合流してきたことを指摘する<sup>4)</sup>。

本稿は、一度訪ねた同じ温泉地に対する「なつかしさ＝懐郷」が、湯そのもの以外に求める理由のひとつとなっていることを仮説として、「再訪の動機」に関連することを考

察する。

温泉の利用は、かつての慣習的な湯治と異なり、生活様式の個人化に伴って、温泉観光の滞在が短期化し、団体や同行者は少数化している。そのなかで、「また行ってみたい、何度も行ってみよう」という「再訪」が目される。ただし、本稿では、再訪者はたんなるリピータとしての顧客の志向を分析し捉えることが本目ではない。「なつかしさ＝懐郷」の想いによって「再訪動機」を育むことが、長い目でみて温泉地とのかかわりあいを形成し慣習化させ、温泉を中心とした地域資源を持続化させるうえで意義深いと筆者は考えている。

#### (2) 「なつかしさ＝懐郷」と「温泉情緒」の定義

「なつかしさ＝懐郷」は、これまで温泉を含めて様々な事象に対し、分野を横断して議論されてきた。民俗学では、神崎宣武によれば、物見遊山の拡張として土や森、農家とのふれあいなど「ふるさと通い」が擬似体験となり、実故郷への帰省旅行とは異なって遊戯化している点が指摘される<sup>5)</sup>。歴史学では、成田龍一によれば、故郷は19世紀後半以降の人々の移動を背景として、都市空間との関係のなかで回復され創出されたアイデンティティであり、懐郷が自明な情緒ではなく後付

\*明治学院大学大学院 (Meijigakuin University Graduate Student)

けされたものであるとされる<sup>6)</sup>。また、社会学では、寺岡伸悟によれば、故郷は土地から離れ(実故郷からの出郷、移住も含め)、寄付や同郷会という実践を通じて場所への愛着(トポフィリア)を集散的に立ち上げ、地域表象として表出し、その範囲を拡大していると指摘される<sup>7)</sup>。これらは、故郷に対して実体的・本質的なものとしてではなく、構成主義的に解釈するという点で共通する。

ところで、日本温泉協会が主催する「旅と温泉展」のアンケートでは、「一度行ってみたい／何度も行ってみたい(印象深い)温泉地」の理由のひとつに「温泉情緒」が選択され、温泉観光に対する印象や期待として、動機的一端を映し出す<sup>8)</sup>。「温泉情緒」とは、旅館や共同浴場、公園など保養のための空間、それらを取り囲む温泉街、そして現地の人々の様々な営み(生活・生業)が、源泉を中心とする自然環境のなかに融け合った景観に発する風情である。布山裕一によれば、「温泉情緒」を生む景観は、都市における建築物の谷間に造設された公園のような属性ではなく、都市部に失われた自然を都市生活者が温泉地に求める対象である。1980年代後半以降流行となった露天風呂はその典型のひとつである<sup>9)</sup>。このように、失われたものを回復し創出するという点で、温泉地に求める「なつかしき=懐郷」は、「温泉情緒」とも関連深い。

### (3) 「なつかしき=懐郷」と「再訪動機」との関連性

本稿では、温泉地への「なつかしき=懐郷」と「再訪動機」との関連性について考察するにあたり、以下の社会学の概念と視点を参照する。

「なつかしき=懐郷」は、現在の原因として過去を説明づける概念ではなく、現代のなかで生起するきっかけという内包的意味として捉えることをF.デーヴィスが提唱した<sup>10)</sup>。現代に至って、ノスタルジア、すなわちnostes(家郷へ帰る)というalgia(苦痛)は、失意や病といった個の心身に起因する医学

的・心理学的事象を超えた集合的事象である。ノスタルジアの集合的な広がりやデーヴィスは、体験の順位として、現在と対比して過去をなつかしむ「素朴なノスタルジア」、真实性を深く問い過去をよりよく知ろうとする「内省的ノスタルジア」、ノスタルジアを感じることで自体を問うという「解釈されたノスタルジア」に類型化する<sup>11)</sup>。

「動機」とは、社会学的にみた場合、特定の行為に対して行為者自身およびその観察者が、当然の理由として納得し得る意味のつながりを表す類型的な概念である。C.W.ミルズは、限られた社会的状況における事実と選択された行為の理由や目的を、行為者の内面からではなく、行為を観察し解釈する他者によって納得され得る象徴的な合言葉として、「動機の語彙(vocabularies of motive)」を提示した。それは、「その状況に、慣習化されたかたちでつきまとい、その状況における規範的な行為を暗示し、正当化するものとして、機能している」とされる<sup>12)</sup>。

### (4) 研究の方法と内容

「なつかしき=懐郷」は、温泉地への再訪の「動機の語彙」のひとつとして機能しているのであろうか。この問いに対して本稿ではまず、肘折温泉郷の「湯の里ひじおり倶楽部」会員が寄せた印象や希望の声を事例に、そのメッセージとキーワードを分析する。そのうえで、再訪動機としての温泉情緒と「なつかしき=懐郷」との関連性を考察する。さいごに、温泉地に対する「なつかしき=懐郷」と再訪動機の関連性が示唆することおよび課題を述べる。なお、筆者は、湯治の伝統を残しつつ滞在の短期化が進む一方で、都市部からの訪問客やその再訪に注目した施策で地元とのつきあいを志向する湯治場肘折温泉郷を、温泉観光と温泉地域のあり方に相応しい事例と考え、調査対象としてきた<sup>13)</sup>。

## 2 事例—肘折温泉郷「湯の里ひじおり倶楽部」会員の声

### (1) 肘折温泉郷の概要

肘折温泉郷は、山形県のほぼ中央部である最上郡大蔵村の山あい位置する開湯約1200年にのぼる古湯であり湯治場である<sup>14)</sup>。銅山川沿いに20軒の旅館の他商店から成る温泉街では、冬場を除く毎日開かれる朝市が風情のひとつを象る。旅館には売店がなく、「旅館は客室、商店は売店、温泉街が廊下となって全体で旅館」が構成されている<sup>15)</sup>。1989年に国民保養温泉地に認定され、県のモデル事業であった温泉療養相談は、日帰り湯「肘折いでゆ館」にて6～10月隔週土曜または日曜日に荒川光昭大蔵村診療所長より無料で受けることができる。年間延宿泊客は約6万4千人(2016年集計分)であり、かつてのような長泊まりをする湯治客は減少している一方で、短期滞在ではあるものの宮城県や関東など都市部からの客が目立ってきている。開湯祭や「ひじおりの灯」などの催しのある夏、そしてきのこ紅葉の秋に多くの訪問客で賑わうが、近年、積雪の冬から春にかけて「地面出し」などの地元の催しや、風物詩「雪回廊」、巨大雪だるま「おおくら君」を囲み花火が上がる村の春祭など、冬ならではの雪を活かした催しを現地の観光協会と事業者が連携して展開し、集客に力を注いでいる。また、降雪量に応じて宿泊料金を割引く「ドカ雪・大雪割キャンペーン」は、大雪を逆手にとった集客の営みとして注目されている<sup>16)</sup>。

### (2) 「湯の里ひじおり倶楽部」と会員の声

「湯の里ひじおり倶楽部」(以下、本稿内では「倶楽部」と略記する部分あり)は、「また来てみたい」訪問客に向けてファンとして認定し、肘折温泉全体でおもてなしと交流を図ることを目的として、2012年11月に創設された<sup>17)</sup>。会員数は2019年7月現在、1,186人にのぼる。日帰りを含めて2年以上来訪した、3泊以上宿泊した、日帰りを含めて年に



写真1 「湯の里ひじおり倶楽部」パスポート  
(注)筆者撮影(2019年12月16日)。

3回以上来訪した、これら3つのうちいずれかを入会の条件として申請が可能である。会員認定されるとパスポート=会員証(写真1)が交付され、会費はかからない。会員には年中の催しなどの情報が配信され、郷内の年間イベント「体験プログラム」への参加費が割り引かれるほか、パスポートのスタンプをためると利用券(宿泊、飲食、買物)が提供されるといった特典が受けられる。また、年に一度(3月または9月)会員の集い(親睦会)が開かれる。

当倶楽部への入会申請用紙の一部に、「肘折温泉についてのご意見・ご感想」を一言記入できる欄があり、これが本稿で参照する「会員の声(メッセージ)」である<sup>18)</sup>。倶楽部が「また来てみたい」お客様に向けられた営みであることから、ここに記されたメッセージは当温泉郷の印象や再訪動機を表す。

本稿で参照する「会員の声」の対象は318件(2012年設立から2017年6月までの申請にて記入されたもの)であり、居住地と年齢層、性別構成は表1のとおりである。

山形県内居住者の記入は、全会員の山形県内の割合(42.7%)に対してやや少ない。関東を含め遠隔地居住の会員による記入の割合が高い。年齢層構成の割合は、全会員のそれに比して40代による記入の割合がやや高く、70代以上はやや低い。性別構成は、全会員のその割合と概ね相違がない。



表1 「湯の里ひじおり倶楽部」会員・  
会員の声記入者の構成割合

居住地 エリア	会員		記入者	
	人数	割合	人数	割合
山形県	507	42.7%	83	26.1%
宮城県	182	15.3%	48	15.1%
関東	360	30.4%	143	45.0%
他	137	11.6%	44	13.8%
合計	1,186	100.0%	318	100.0%

年齢層	会員		記入者	
	人数	割合	人数	割合
80代以上	80	6.7%	11	3.5%
70代	215	18.1%	38	11.9%
60代	323	27.2%	92	28.9%
50代	217	18.3%	60	18.9%
40代	209	17.6%	84	26.4%
30代	88	7.4%	25	7.9%
30代未満	28	2.4%	3	0.9%
不明	26	2.2%	5	1.6%
合計	1,186	100.0%	318	100.0%

性別	会員		記入者	
	人数	割合	人数	割合
男性	651	54.9%	170	53.5%
女性	535	45.1%	148	46.5%
合計	1,186	100.0%	318	100.0%

(注)「湯の里ひじおり倶楽部」会員の状況・声をもとに筆者作成。

なお、本稿であつかう「会員の声」は2017年6月までに受け付けた分を対象としているが、上記のとおり、現在の全会員の構成割合と比べて概ね相違がなく、記入(入会)時期も偏りが無いため、当倶楽部会員が抱く肘折温泉郷への印象や期待などを代表するメッセージであると筆者は受けとめている。

まず、記されたメッセージのなかから典型的なものを以下掲出する。

「幼少期、祖父母に連れられてからだから、肘折との付き合いは70年にもなる。退職してからは年1-2回来ている。山菜、きのこなど山の幸を体が求めているのだろう。美しい自然風土と熱い人情は、私の宝ものだ。」(東京都、75歳、男性)

これは、肘折温泉を訪ねたきっかけや回想

とともに、「宝もの」といった賞賛の意を添えている。

「いつもご無理をお願いし、対応をしてくださり感謝しております。四季をとoshして自然の素晴らしさに感嘆しております。この自然をあるがままに今後も残してください。それが魅力でお伺いしておりますので。」(神奈川県、46歳、女性)

「いつも～」という言葉は常連で再訪を重ねていることを示し、謝意が表される。また、今後も維持して欲しいという言述が応援し願う気持ち(期待)を表している。

「自然豊かな肘折温泉周辺で四季の変化を楽しみ、温泉では身体をじっくり休める環境にとても満足しています。今後も足を運び、肘折温泉の魅力を発見し、周りの友人にも広めたいと思います。」(宮城県、36歳、男性)

「満足しています」という賞賛の辞に続けて、自身が今後も再訪するのみならず友人にも薦めたいという意志が表されている。

「四季折々の風景、草花を見るのが楽しい。何よりもお湯が良い。朝市の野菜、山菜、きのこは美味しい。食事処がないのと、座ってしばらくのんびりと休める場所がほしい。足湯もあるが、何となく入りづらい。喫茶店があると良いのだけれど。それでも肘折は大好きです。」(千葉県、60歳、女性)

「風景、草花、お湯、朝市の食材」など具体的な賞賛の対象を挙げつつ、「食事処、足湯、喫茶店」などの休める場所を求める要望が添えられ、最後に賞賛の辞で締め括られている。

以上のとおり、メッセージは賞賛のみなら

ず、自身の過去を振り返り、感謝の気持ち表示、これからも再訪したいという意志につなが、あるいは期待や要望が添えられるといよ  
うに、複数の意味が並列し混交する。多数の  
記者が、複数のメッセージ(その多くが二  
つ)を連ねている。そこで、複数のメッセ  
ージの意味を、文尾の言い回しに着目して分類  
し、集計(延べ数)すると、以下のとおりで  
ある。

- 賞賛：好意的な言辞で湯、人々、景色、  
温泉街など具体的な指示対象が添えられ  
る(186)
- 謝意：お世話になっているなど感謝の気  
持の表明(24)
- 回顧：きっかけや思い出など過去につい  
て触れている(53)
- 印象：賞賛とも感謝ともはっきりしない  
所感(57)
- 意志：今後も再訪する(したい)、雪景  
色の冬にも訪れたいなど(46)
- 期待：今後も保持してほしい気持ち(31)
- 要望：具体的な何か対象に向けての意  
見・苦言(39)

賞賛や要望の場合、温泉や旅館など具体的  
な指示対象が添えられているものが多い。温  
泉そのものについては、漠然とではなく泉質  
や湯量、日帰り湯「カルデラ温泉館」など具  
体的な場所を指示するものまで含まれてい  
る。旅館については、もてなしや「接遇、人、  
女将さん」などの各々の言葉で記されている。  
その他記入されていた諸々のキーワードを分  
類し、集計(延べ数)すると、以下のとおり  
である。

- 湯、湯量、泉質、温泉、風呂(118)
- 宿、旅館、もてなし、接遇、人、人情、  
女将さん(73)
- 商店、土産物屋(4)
- 朝市(26)
- 温泉街(28)
- 自然、緑、山、川、雪、雪景色、四季、  
四季折々(41)

- 食事、料理、山菜(36)
- 風情、情緒(20)
- 寛ぎ、落ち着き、静けさ(31)
- 故郷、ふるさと、なつかしさ、(18)

「風情、情緒」、「寛ぎ、落ち着き、のんび  
り」、さらに「故郷、なつかしさ」といったキ  
ーワードは、湯や宿、食事などの具体的な指  
示対象とは異なり、抽象的かつ内面的な感覚  
と心情の表れである。とりわけ、「故郷、な  
つかしさ」は、生まれ故郷といった実故郷で  
はなく、訪問客の心の内面に映し出された対  
象である。

具体的な指示対象のキーワードは、賞賛の  
場合のみならず、要望の場合も添えられ易  
い。要望は賞賛に比して件数がやや少なめだ  
が、なかには提案や苦言が混じるものもみら  
れる。それらを集約すると、以下のとおりで  
ある。なお、括弧内の数は同様のメッセ  
ージが複数寄せられたものを示す。

- 冬場の道が不安、除雪してほしい(2)
- 冬の情報・企画がほしい(3)
- 商店の閉店時間があまりにも早すぎる、  
買い物が不便(2)
- 飲食店が少ない、飲み屋がないのがさび  
しい(2)
- 冬も朝市を開いてほしい
- 連泊すると運動不足になるので散策コー  
ス、ウォーキングマップがほしい(3)
- ラジオ不感地帯
- 肘折温泉のグッズを増やしてほしい
- 山菜講座を開いてほしい
- 倶楽部会員のパスポートで郷内旅館の湯  
めぐりができるといい
- 観光のとりくみが関東・関西の集客しか  
考えていない気がした
- 「七治里(ちちり)」<sup>19)</sup>のコンセプトは魅  
力的だが具体的内容や利用方法がわかり  
にくい

以上の他に、件数としてはさほど顕著では  
ないけれども、風情や情緒といったキーワ  
ードや再訪動機との関連性が高いと思われる記

述をいくつか掲出したい。

- ①いまの肘折温泉郷を維持してほしい (25)
- ②何度も行きたくなる (14)
- ③日頃の忙しさから離れる・解放される (5)
- ④人と人とのつながりを感じさせる (5)
- ⑤若い人々がUターンし活躍している様子や、「小さなお子様の成長ぶりを見るのが楽しみ」 (2)

「帰るとまた来たくなる、第二の家、里として帰ってくるころ、住みたいくらい」のような声②は、再訪動機を表す。そして、①にあるように、温泉そのものを含めて「観光地ではない湯治場としての素朴さ、静けさ、落ち着いた環境、こじんまりとした温泉街」の変わらなさが望まれる。なかには同じ山形県内の他の温泉地（例えば銀山温泉など）と対比させ、肘折温泉郷を「湯治場」として実感している記述も散見される。その一方で、⑤のように、再訪を重ねる度に小さな成長や変化を見ることも楽しみ（期待）であり、それは「冬など別の季節にも行ってみたい」、「冬の情報をもっと発信してほしい」という

意志・要望にもつながっていることがつかみとれる。

### 3 考察

倶楽部会員の声においては、温泉そのもの以外に旅館や商店（人々も含む）、朝市、豊かな自然、食事などが、具体的な対象として指示される。このようなキーワードが物質的で具現的であるのに対し、「やすらぎ、情緒、故郷のような気分」は精神的であり、自然物から人工物まで含めた温泉地全体の環境が、訪問客に対して与える印象であり構成される心情である。そして、温泉そのものや自然など個々のキーワードは、必ずしも決定的な再訪の理由・動機ではなく、それらは相互に密接である。（図1参照）。

倶楽部会員であり訪問客が記した「故郷、ふるさと、なつかしさ」におけるその「故郷」とは、実の生まれ故郷でもなければ擬似故郷でもない。それは、「日常の忙しさから離れて」、「帰るとまた来たくなる」という表現にあるように、非日常的ではあるものの日常（居住地）とのつながりをもって往還する肘折温泉郷である。そして、「帰るとまた来た

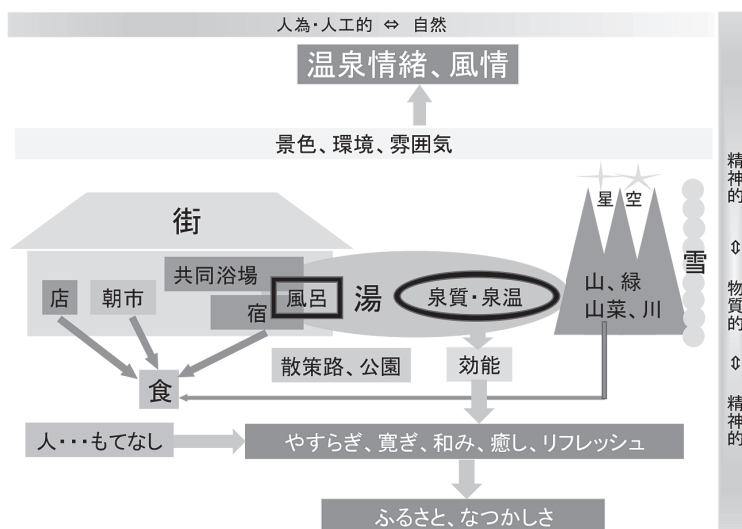


図1 温泉地の印象と期待を表すキーワード  
(注)「湯の里ひじおり倶楽部」会員の声をもとに筆者作成。

くなる」、「また別の季節に来てみたい」というように、温泉地に印象づけられた「故郷、なつかしさ」は回帰的である。「故郷」に向けられた「なつかしさ＝懐郷」の想いは、「また行ってみたい＝再訪」につながる強い動機の語彙であり誘因であることを示唆している。この点では、「温泉情緒」は、外発的なメディアから得られたイメージや擬似故郷にとどまらず、それに対して「なつかしさ」などの心情が響き合うことによって、再訪動機の語彙になると考えられる。

デーヴィスのノスタルジアの概念と分析枠組に沿って考えた場合、倶楽部会員が肘折温泉郷に印象づけられた「故郷、なつかしさ」は、直接体験的で主観的ではあるものの、素朴なノスタルジアにとどまらない。しかし、故郷が真実のか擬似的か、「なつかしさ＝懐郷」を感じることで自体を問うような、解釈されたノスタルジアか否かについては、メッセージからはつかめない。日常の慌しさによって喪失された自分の原点や故郷を取り戻そうとする意図から、同じ温泉地へ何度も訪ねようとする動機は「内省的ノスタルジア」に相当する。

#### 4 むすび

本稿は、温泉地への印象や期待というメッセージを一事例に、「なつかしさ＝懐郷」と再訪動機との関連性を分析し、デーヴィスの「内省的ノスタルジア」に関連づけて考察した。さいごに筆者は、ここで得られた知見が、現代の温泉地域と温泉観光の課題に向けて示唆することおよび課題を述べたい。

観光型と療養型、規模の異なる各々の温泉地において、集客、観光公害など周辺社会への影響など課題は様々である。しかし、ただ集客の限界と画一的な開発を目指すのみならず、温泉の地域社会や源泉と共同湯の歴史に配慮された、より持続的な温泉地の発展が望まれる。ノスタルジアは、「未来へ向かって猛然と突進することに対して、ききにくいけ

れども転ばぬ先の杖となるに十分なブレーキをかける役目となり、近代化への素朴な抵抗を育む」、とデーヴィスは示唆する<sup>20)</sup>。しかし、あくまでもノスタルジアは、温泉地の訪問客によって発せられるメッセージであり、抱かれる「なつかしさ＝懐郷」の想い・心情である。懐郷や温泉情緒について、温泉地の旅館や事業者など迎える側と訪ねる側とのあいだでイメージの落差や相違が生じる可能性が否めない。この点に配慮して、旅館、事業者をはじめ温泉組合、観光協会も含めた温泉の現地側は、訪問客各々から発せられる「なつかしさ＝懐郷」の想い・声に耳を傾けることが要されるであろう。

本稿で調査した温泉地の再訪動機としての「なつかしさ＝懐郷」は、メッセージの事例に限られるため、動機の強さの度合いまでは定かではない。その点では本稿は試論にとどまるため、懐郷を含めたより一般的な「温泉情緒」を再訪動機に関連づけながら、別の機会に発表・論考したい。また、「湯の里ひじおり倶楽部」の存在が、温泉地域にどのように展開する可能性と意義をもつのかについても、今後の課題としたいと筆者は考えている。

#### 謝辞

本稿の調査に際して、「湯の里ひじおり倶楽部」会員の声のデータ提供をはじめ、肘折温泉郷に関する筆者からの質問等に対応していただいた大蔵村観光協会会長であり日本温泉地域学会会員である木村裕吉氏に感謝の意を表します。

#### 注・参考文献

- 1) 田山花袋(1926):『温泉めぐり』岩波書店、11頁。
- 2) 北條浩(2000):『温泉の法社会学』御茶の水書房、29頁。
- 3) 大崎紀夫(1979):『湯治場』朝日新聞社、122頁。



- 4) 森繁哉 (2004) : 『別冊 東北学』7、東北芸術工科大学東北文化研究センター、作品社、「地域ブランドとく土地の生理」(特集 東北ブランドは可能か——大蔵村ブランドの可能性を求めて)、156-163頁。
- 5) 神崎宣武 (1991) : 『物見遊山と日本人』講談社、212-213頁。
- 6) 成田龍一 (1998) : 『「故郷」という物語——都市空間の歴史学』吉川弘文館、2-3、27、170-175頁。
- 7) 寺岡伸悟 (2003) : 『地域表象過程と人間——地域社会の現代と新しい視座』行路社、222、258、261-262頁。
- 8) 一般社団法人日本温泉協会 (2019) : 『温泉』秋号、31-33頁。
- 9) 布山裕一 (2009) : 『温泉観光の実証的研究』御茶の水書房、27-28頁。
- 10) Davis, Fred (1979) : *Yearning for Yesterday: A Sociology of Nostalgia*, The Free Press, (=間場寿一・荻野美穂・細辻恵子訳(1990) : 『ノスタルジアの社会学』世界思想社、14-15頁)。
- 11) 前掲10)、25-43頁。
- 12) Mills, C. Wright ([1940] 1963) : *Situated Actions and Vocabularies of Motive, Power, Politics and People*, ed. by Horowitz, Irving Louis, Oxford University Press, (=田中義久訳「状況化された行為と動機の語彙」、青井和夫・本間康平監訳(1971) : 『権力・政治・民衆』みすず書房、345-347頁)。
- 13) 筆者は2012年より現在までに5回当温泉郷に赴き、旅館や訪問客、観光協会などに聞き取りを行い、視察してきた。
- 14) 日本温泉地域学会第24回研究発表大会・総会(2014年11月9-10日)は当温泉郷で開催された。
- 15) 地元の商店・旅館の人々の話によると、これは、温泉街の中央部と周辺部とで客の入りが不均一であることおよび湯の共同管理・村普請といった同等の仕事が義務であることから公平性を保つために、明治28(1896)年に「肘折温泉村則」を定め、温泉街の共同・協同性を保持してきた共通の了解とされる。この由来については、商店有志による肘折歴史研究会の「肘歴通信」第三号も参照した。
- 16) 「『ドカ雪・大雪割りキャンペーン』実施のお知らせ」<https://hijiori.jp/dokayjki2019/> (2020年1月25日閲覧)。
- 17) 「湯の里ひじおり倶楽部」[http://www.hijiorionsen.jp/hijiori\\_club/](http://www.hijiorionsen.jp/hijiori_club/) (2020年1月25日閲覧)。
- 18) 会員の声のデータは、声とその記入者の属性(性別、居住地、年齢)のセットであり、筆者が「湯の里ひじおり倶楽部」事務局(肘折いでゆ館)の承認を得て入手した。本稿中引用する4点の声についても、当事務局から記入者(会員)各々に承認を得て掲載している。
- 19) 「七治里暮らしの旅」<https://hijiori.jp/chichiri/> (2020年1月25日閲覧)。
- 20) 前掲10)、165-166頁。

## 研究会発表①

## いれずみに対する日本人の眼差し

## Tattoos from a Japanese Perspective with a Focus on Tattoo Regulations

小野 友道\*

Tomomichi ONO

## 1 はじめに

最近、若者の間でいれずみの流行が顕著である。また訪日外国人のその肌にも頻繁にいれずみが垣間見える。多くはファッション感覚でいれずみを入れているものと推察される。この流行は、今までの日本のいわゆる背中に彫った秘匿のいれずみと趣を異にするものである。この二つのいれずみが、あるいは混同されて、世間を騒がしている。例えば昨今物議をかもしている入浴時の規制の問題がそれである。本稿では、日本におけるいれずみの歴史を踏まえて、いれずみの系譜を論じ、世間におけるいれずみの立ち位置についての議論を試みる。

2 いれずみの系譜<sup>1)</sup>

## (1) 秘匿のいれずみ

江戸時代に流行ったいれずみは「彫り物」と呼ばれたが、これには当時のベストセラー『水滸伝』の影響が強い。「留守番へ飯のありかと水滸伝」と詠まれた程に、將軍から庶民まで、いろんなレベルの翻訳、絵本などでそれは親しまれた。梁山泊の豪傑達の傍若無人で痛快な活躍と、彼らの肌のいれずみが江戸の若者を刺激した。特に、滝沢馬琴の『新編水滸伝』にある北斎の絵、さらに歌川国芳の浮世絵に描かれた豪傑達の勇ましさと、その肌に踊る原作にもまして見事に派手な「彫り物」に江戸の鳶職など臥煙<sup>(注1)</sup>の者たちが惚れた。「彫り物」の名人も出現し、その出来栄を競う会などで賑わったのである。この

臥煙達の背中などの「彫り物」が、明治そして今日に至るやくざのいれずみ、「彫り物」の系譜として続いている。

この「彫り物」はいわゆる秘匿のいれずみである。いざという時にたとえば火消の時、あるいはいざという時にそれを見せて啖呵を切るのである。講談の遠山の金さんがもろ肌脱いで、「この桜吹雪を忘れたか」というのもこの系譜である。もっとも北町奉行遠山左衛門尉の背中に「彫り物」があったか否かについては多くの説がある。

この秘匿のいれずみは、昭和40年代までは、市民が銭湯などで出くわすことがそう稀ではなかった。しかし、各家庭に入浴設備が備えられるようになり、またほとんどの入浴施設が「いれずみの方お断り」を掲げたこともあり、今日、このいれずみはまず見かけることはない。しかし、この秘匿のいれずみこそが、今日における大方の日本人のいれずみに対するイメージなのである。

関東弁護士会連合会が2014年、シンポジウム「自己決定権と現代社会～イレズミ規制のあり方をめぐって～」の資料として全国レベルで無作為に抽出した1,000人を対象としたいれずみに関するアンケート調査を行った結果<sup>2)</sup>がある。その一つに「<イレズミ>や<タトゥー>と聞いて、何を連想しますか？

①芸術・祭・ファッション、②スポーツ ③アウトロー ④犯罪 ⑤その他」がある。

その解答は、アウトロー 557、犯罪 475で、この二つが、芸術・祭・ファッションの247を

\*熊本機能病院 (Kumamoto Kinoh Hospital)

大きく離していた。まさに今日のいれずみに対するイメージを示した結果である。なお、20代でさえもほぼ同じ傾向を示していた。また、「イレズミを入れた人から実際に被害(暴行・脅迫・強要などをいい、不快感などの感情的なものは除きます)を受けたことがありますか? ①ある、②ない」では1,000人中45人のみが「ある」と答えた。この数値から大半は実際被害に遭っていないにもかかわらず、そのイメージは極めて否定的なものであることを示している。

さらに「イレズミを入れた人を実際に見た時に、どのように感じましたか? ①強そう、②個性的(格好良い・お洒落)、③何も感じない、④怖い、⑤不快」では、「不快」が511、「怖い」が366と他を圧倒した。これには秘匿のいれずみばかりでなく、むしろ後述のファッションとしてのいれずみなども含まれると想像されるが、それらを含めてもこのイメージなのである。

## (2) 風俗としてのいれずみ

かつて琉球とアイヌにこの系譜のいれずみが存在した。前者のそれは針突(はじち)と呼ばれ、女性のみの手背に認められ、成人への通過儀礼としてのいれずみで、また針突がなければ死後親戚と同じ墓に入れないなどの意義を持っていた。明治以降、規制が始まり、県訓令第105号「刑法違警罪全部実施ノ件」により禁止されるに至った。

アイヌのシヌエと呼ばれるものも女性に限られた通過儀礼で、口囲を取り巻く形のいれずみであった。シヌエも明治6年から函館、札幌、根室と順次「違法註違条例」が布達され、禁止に至った。政府の同化政策の一環であった。

このように現在の日本では、風俗としてのいれずみは見ることはないが、東南アジアなど外国においてはなお存在する。特にニュージーランドの先住民マオリ族のそれはモコ(moco)と呼ばれ、これらは民族の証、社会的権威などを表現し、民族としては大切なもの

のである。

## (3) その他のいれずみ

信念や護符の文字をいれずみするものがある。かつて日本でも「南無阿弥陀仏」「南無妙法蓮華経」などが見られた。外国にも存在し、特にタイ王国では僧侶の身体に仏教的文言や図が見られ、また信者などに僧侶がいれずみを施す肩甲骨部の五行の経文がある。女優アンジェリーナ・ジョリーのそれが報道されたこともあった。家族や恋人の名前をいれる場合も少なくない。

また江戸時代には刑罰としてのいれずみがあった。徳川幕府の「御定書百カ条」に「耳鼻をそぎ候科のものより一等軽き品ものは向後腕に廻し幅三分程づつ二筋入墨致し候」に基づいたものである。1870(明治3)年、これ(黥刑)は禁止された。またナチス・ドイツのホロコーストの現場になったアウシュビッツ強制収容所でユダヤ人にそれぞれ番号がいれずみされたが、これはスティグマ(stigma)として行われたものであり、唯一の個体識別手段であった。これら以外にもいれずみを入れる動機はさまざま枚挙の暇がない。

## (4) ファッションとしてのいれずみ

今回の学会研究会のテーマ「温泉入浴の場における入れ墨・タトゥーを考える」において重要ないれずみの系譜は、スポーツ選手に見られるいれずみとそれに憧れる形で流行しているファッションとしての意味合いが強いいれずみである。前述の秘匿のいれずみと異なり他人に見せる要素を少なからず含んでいる。外国人のいれずみの多くがそれである。

東京新聞(2007年1月24日夕刊)はロンドンで「背中や腕に入れ墨をしたサッカーの元イングランド代表ベッカム選手の影響もあった若者の間で入れ墨人気はうなぎ上り。」と報じていた。日本でも、テレビなどでアメリカNBAバスケット選手がダンクシュートしたその腕が大映しになり、そこにこれ見よがしにいれずみが舞う姿、あるいは有名なサ

ッカー選手たちの試合後ユニホームを脱いだその肌のいれずみに現代の若者が憚れた。恰も江戸時代の臥煙達が水滸伝に影響されたようにである。

いれずみはまた女性たちの足首、上背部などにワンポイントとして彼女たちの肌を彩った。すなわちこれらのいれずみは他人に見せるためのものでもあり、ファッションとしての存在とみなし得る。また、訪日外国人のそれも多くがこの範疇に入れることができると考えられる。

このファッション感覚のいれずみに関して筆者がエポックメイキングなことと考えた新聞広告<sup>3)</sup>がある。多くの全国紙に2013年2月23日付で掲載された見開き両面一杯のジーンズメーカーのものである。外国人の若者が上半身裸でジーンズに触れている写真が含まれている広告である。その裸にいれずみが目立つ。メーカーもいれずみがかかなり目立つことを承知で自信を持って掲載したはずである。果たしてこの新聞広告が問題になったという報道などには接しなかった。

筆者はこの広告で、ファッションとしてのいれずみが日本でもかなり受け入れられたという印象を抱いた。ただ少々問題がある。それはモデルが外国人だという点である。前述したアンケート調査で「日本人が入れている場合と外国人が入れている場合とで、イレズミに対する感じ方は同じですか? ①同じ(どちらも構わない)、②同じ(どちらも嫌い)、③違う(日本人なら構わない)、④違う(外国人なら構わない)、⑤分らない」では、②のどちらも嫌いが37.6%と最も多い解答だったが、次が④外国人なら構わない32.5%だったのである。この点を少し留意しておく必要がある。この同じアンケートでいれずみがあることを嫌う順位として家族、友人、スポーツ選手そして芸能人と、直接の関係が薄くなるほどその肌にいれずみがあることを許容している結果もある。これはまさにNIMBY<sup>(注2)</sup>と呼ばれる現象と軌を一にする

ものである。

### 3 入浴といれずみ

さて、本学会研究会の今回のテーマ「入浴施設の場」においての、いれずみについての本題に入らねばならない。銭湯が賑わいを見せていた頃は、いれずみの男たちをよく見かけていた記憶が誰にでもある。しかし、現在ではいれずみのある者に対して入浴拒否する施設がほとんどの状態で、少なくとも秘匿のいれずみは見ることが無くなった。それで、特に大きな問題など生じた報道などもなかったが、外国人客やあるいは日本人でもファッションとしてのいれずみをした者などに対して、入浴施設がどう対処してきたかは必ずしも明確ではないが、この問題においても、それをクローズアップさせた出来事が生じた。

それは2013年に「入れ墨先住民族入浴拒否 北海道の温泉 マオリ語指導で来日」の見出しで報じられた<sup>4)</sup>。ニュージーランドのマオリ族のプレワートさんが顔のいれずみを理由に温泉施設での入浴を断られた。関係者が「尊厳を傷つける人種差別」と抗議したが、受け入れられなかった。入浴施設での入浴許可は、公衆浴場法で感染症患者の入浴を拒否できるが、いれずみにはその規則は含まれておらず、経営者側に任されているのが現状であるが、この出来事を観光庁が気にした。2017年、全国のホテル、旅館3,800施設を対象に「入れ墨のある方に対する入浴」について調査<sup>5)</sup>した。

その結果、お断り56%、OK31%、シールなどで隠す13%という結果であった。この結果を受けて観光庁は「入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」を発表した。すなわち、宗教、文化、ファッション等の様々な理由で入れ墨をしている場合があることに留意。利用者相互間の理解を深める必要があることに留意。入れ墨があることで衛生上の支障が書応じるものではないこと留意の3点を指摘。



入浴に関する対応事例として、シール等でいれずみ部分を覆うことなどを挙げた。

これら観光庁のメッセージは外国からも注目された。例えばBBCでもこれを報道したが、その画面にはあの秘匿のいれずみの男たちの背中が映し出されていた。これでは相変わらず外国人の日本におけるいれずみのイメージを変えることはできない。ともかく観光庁のメッセージに呼応して、いくつかの動きが見られた。既に2015年から星野リゾートが温泉旅館ブランド「界」でタトゥーカバーシールの使用を始めている。8 cm × 10 cm のシールで覆えるいれずみであれば入浴可能とするものであった。しかし、この方策は姑息的手段であり、この大きさのいれずみであれば無条件で入浴可能にした方がよかったのではなかったか。

一方で、いれずみに対する日本人の眼差しも、少し変える方向での対策も必要であることを併せて指摘したい。またラグビー W カップの際にも幾つか動きが認められた。ラグビー W カップ組織委員会では、選手たちに日本のいれずみに対する文化的背景を教育したという。さらに全選手にラッシュガード（マリンスポーツ用ウアンダーウェア）を配布し、銭湯などでの使用を求めた。また開催地大分県では、タトゥーがあっても利用できる施設95か所を地図で案内したことなどである。

これらの動きを契機に「いれずみの方お断り」に対して、いれずみがあったとしても入浴を可能にする方向へ向かうことを期待したい。さらに付け加えれば、いれずみは古今東西世界中に存在しないところはない。いれずみを入れることは、身体修飾と言ういささか本能に近い要素のあることを認識しながら、世界の中におけるいれずみに対する概念を日本人がもう少し理解する必要があることを指摘しておきたい。

(注)

(注1) 臥煙：江戸の火消し、鳶の者。江戸城の見附の警護にあたる中間等を指す。ならず者、無頼漢を意味する。

(注2) NIMBY：not in my back yardの略。ごみ焼却場の必要性は分かるが私の家の近くに作らないで、他を探して頂戴というなどの事例に用いられる。

## 主要文献

- 1) 小野友道 (2010)：『いれずみの文化誌』、河出書房新社。
- 2) 関東弁護士連合会 (2014)：『平成26年度関東弁護士連合会シンポジウム 自己決定権と現代社会～イレズミ規制のあり方をめぐって～』、52-89頁。
- 3) 朝日新聞広告 (2013年2月23日)。
- 4) 毎日新聞 (2013年9月13日)：「入れ墨 先住民族入浴拒否」。
- 5) 観光庁 (2017)：「入れ墨 (タトゥー) がある方に対する入浴可のアンケート結果について」  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05-000160>

## 研究会発表②

## 憲法から入れ墨と入浴問題を考える

Adequacy of Regulation for Person Having Tattoos in Public Bath:  
Consideration from a Perspective of Constitutional Rights

前田 聡\*

Satoshi MAEDA

## 1 課題と前提

本稿は、日本国憲法（以下「憲法」と略記）が保障する人権との関係で、入れ墨がある者に対する温泉への入浴の規制（以下「入浴規制」と略記）の合理性を考察する。

ここに「入浴規制」とは、入れ墨がある者の温泉入浴を拒否したり、入浴に際して一定の条件を付すことを指す（本稿の見地からは、観光庁が2016年3月に公表した「入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」<sup>1)</sup>が示す「対応事例」は、入浴規制の一態様であると評価しうる）。また、論者が指摘するように、本来「身体変工」の一種たる「入れ墨（いれずみ）」を指す言葉は多様である<sup>2)3)4)</sup>。本稿は学会より与えられたテーマに沿って「入れ墨」の表記を採る。

目下直接この問題を扱った最高裁判決は見当たらない。その一方で、高等裁判所・地方裁判所レベルで注目すべき判決が散見される。本稿はこれらを踏まえて考察する。

ところで、憲法は国家権力を拘束する法規範である。ゆえに例えば民営の入浴施設とその利用者のような私人の関係には当然に適用されない。しかし判例上、私人間の紛争では民法とりわけ90条（公序良俗に反する法律行為の無効を定める）や同じく709条（不法行為による損害賠償を認める）の解釈・適用に際し、憲法の規定の趣旨を取り込むことで間接的に憲法の人権保障を及ぼさんとする間接

適用説が採用されている（代表例として最高裁1981年3月24日判決（『最高裁判所民事判例集』35巻2号300頁。日産自動車事件）。また、温泉入浴との関係で札幌地裁2002年11月11日（『判例時報』1806号84頁。小樽温泉入浴拒否事件）が想起される）。以下の考察はこの間接適用説の立場を前提とする。

## 2 憲法は「入れ墨の自由」を保障するか

憲法は明文規定で「入れ墨の自由」を保障してはいない。しかし以下の通り、入れ墨の自由は憲法で保障されうる。ゆえに、入れ墨がある者に対する入浴規制は、その目的や手段如何で人権の違憲・違法な制約であると評価されうる。では、いかなる人権の侵害となる可能性があるか。

第一に表現の自由（憲法21条1項）がある。入れ墨はその態様からして表現的要素を多分に含むものである。ゆえに、そうした表現的要素を含む入れ墨を表現活動として評価しその自由を保護する、と考え得る。ただし、日常生活で着用する衣服に隠れてしまう態様の入れ墨も異例ではない。そのこともあつてか、入れ墨のすべてを表現行為として憲法により保護するかにつき、学説上慎重な態度も見られる<sup>5)6)</sup>。

裁判例として注目すべきは、「彫師」による入れ墨の施術行為が医師法17条にいう「医業」に含まれるか否かが問題となった大阪地裁2017年9月27日判決（『判例時報』2384

\*流通経済大学法学部 (Faculty of Law, Ryutsu Keizai University)

号129頁)である。同判決の判決理由中、次の指摘が注目される。すなわち、「被施術者の側からみれば、入れ墨の中には、被施術者が自己の身体に入れ墨を施すことを通じて、その思想・感情等を表現していると評価できるものもあり、その範囲では表現の自由として保障され得る」と。本件は、入れ墨を自己の身体に施す行為を表現の自由によって保護することができるか否かが直接の論点ではない点に留意を要する。

しかし、本判決が示唆するように、入れ墨を自己の身体に施す行為を表現の自由により保護すると考えるならば、入れ墨がある者に対する入浴規制は表現の自由に対する制約であると評し得る。ゆえにかかる制約を正当化する合理的理由を要求されよう。

第二に、信教の自由(憲法20条1項)が挙げられる。具体的には、宗教的理由に基づき自己の身体に入れ墨を施す行為を、信教の自由の範疇に含めて保護することが考えられる。そして宗教上の理由に基づき施された入れ墨に着目した入浴規制は、宗教的理由に基づく不利益取扱いに該当する可能性がある。そのことは、後述する法の下の平等とも相まって深刻な人権問題となり得る。

第三に、幸福追求権(憲法13条)が挙げられる。憲法13条後段に明記された「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」という文言はいわゆる「新しい人権」、すなわち、現行憲法で明文上保障されていない人権を保障する際の根拠となる。

その一環として、個人的な事柄につき公権力の干渉を受けず自ら決定する権利、すなわち自己決定権が保障されると考えられている。もっとも、自己決定権の範疇に含まれる行為の範囲あるいは類型については、憲法学説上見解の対立が存在する。ここではこの学説上の対立には深入りしないが<sup>5)</sup>、いずれの見解に立っても入れ墨の自由は保護される余地があると考えられる。

裁判例としては、大阪市の入れ墨調査を巡

る大阪地裁2015年2月16日判決(第一法規法情報総合データベース『D1-law.com』判例ID28231259)が「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定していると解されるので、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も入れ墨をしているとの情報の開示を公権力により強制されない自由及び入れ墨をするかしないかを決定する自由を有するものと解される」と論じた点が注目される。

さらに入れ墨が民族の文化の表象として機能している場合には、入れ墨を自己の身体に施す自由を「民族固有の文化を享有する権利」の範疇に含めて考え得る。

この点との関係では、札幌地裁1997年3月27日判決(『判例時報』1598号33頁。いわゆる二風谷ダム事件)は、国際人権規約(自由権規約)を踏まえて、「民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格の生存に必要な権利ともいい得る重要なものである」として、憲法13条から「少数民族たるアイヌ民族固有の文化を享有する権利」を承認していることが重要である。小山剛が指摘するように、「民族文化としての入れ墨は、……その人個人にとっては、まさに自分のアイデンティティーであり、氏名と同じく、みだりに奪われてはならないものとして憲法13条により保護される」<sup>6)</sup>と考えることができる。

そして第四に、憲法14条1項が保障する法の下での平等がある。先述した宗教的理由に基づいて行われた場合はもちろん、いかなる理由であれ、入れ墨をしていることそれ自体を理由として不利益に取り扱うことは法の下での平等に反すると考える余地がある。

以上、要するに、自己の身体に入れ墨を施す行為は、憲法上保障された人権による保護の範疇に含まれうると考えられる。ここで留意すべきは、自己の身体に入れ墨を施す自由は、とりわけ表現の自由、信教の自由のように、判例、学説において特に手厚く保護されるべき権利であると論じられる精神的自由権

の範疇として保護されうる、という点である。一般にこれらの制約には相当強度の合理性が求められると考えられるからである。

### 3 憲法から見た入れ墨がある者に対する入浴規制の評価

上述した入れ墨の自由の憲法上の位置づけから入浴規制はいかに評価されうるか。

ここでは検討すべき入浴規制の手段として、観光庁・前掲注1) 文書に見られるような、 $\alpha$ . 一律に入浴を拒否する、 $\beta$ . 入浴の時間帯や場所を分ける、そして $\gamma$ . 入れ墨がある者に対してスキンシルや入浴着の着用を求める、という三つの手段を想定する。

これら入浴規制が許容されるか否かを判断するに際しては、第一に、規制の目的・理由の合理性の有無、第二に当該目的・理由が合理的であるとして、実際に採用される規制手段の合理性の有無、の二点を検討する。これは憲法学上、人権制約立法の合憲性を判断する方法としての「目的・手段審査」と呼ばれる。

そこで第一の規制目的・理由の合理性から考える。規制目的・理由としては、まず暴力団等の反社会的勢力による入浴施設利用の排除が想定される。しかしこれについては、(a) そもそも、なぜ反社会的勢力の入浴施設利用の排除が必要なのか、(b) 次に、反社会的勢力の排除が必要だとして入れ墨が反社会的勢力の徴表として確実に機能するの否か、の検討を要する。

この(a)(b)両者を肯定的に解し規制手段を実施するとしても、さらに次の二つの疑問が浮上する。まず、(c) 反社会的勢力の徴表として機能するとして、反社会的勢力に属しないが入れ墨がある者の利用まで排除・制限するのではないか、そして(d) そうした排除・制限は許容されるのか、という疑問である。反社会的勢力の入浴施設利用を理由とした場合、いずれの規制手段も(c)と(d)との関係で合理性に疑念が生じ得る。規制対象が過剰

に拡大され、本来規制すべきではない人々まで規制されてしまいかねないからである。

また、他に想定される規制理由としては、他の利用客の不安感・不快感の誘発を防ぎ、ひいては入浴施設の平穏を保持することを挙げ得る。しかしその場合、そもそもこれを正当な利益とみるか、それとも単なる偏見と評価するかという問題がある。

仮に後者、つまり偏見だとすると、こうした偏見を容認・助長することは憲法の見地からは到底容認し難い。仮に不安感・不快感の誘発の防止を正当な利益だと評価するならば、先述の規制手段のうち $\beta$ は、入れ墨を有する者に入浴をさせるとともに、他の利用客の不安感・不快感の誘発を回避する方策として合理性を認め得るとも考えられる。

問題は $\gamma$ で、これは入れ墨がある者にその入れ墨を隠させることを条件に入浴を認めるものである。しかし、例えば宗教的または文化的理由により入れ墨を有する者に対してかかる規制を行うことが、当該規制対象者の宗教的・文化的アイデンティティを毀損する懸念がある。この懸念は規制目的の如何を問わず憲法の見地からは容認しにくからう。

その一方で、入浴施設側の事情によっては $\alpha$ が当然に排除されるべき選択肢かどうか、検討の余地も生ずるようにも考えられる。だが、入浴施設の「公共性」に言及する小樽温泉入浴拒否事件札幌地裁判決などを踏まえると、一律の入浴拒否が合理性を有し得るとは考えにくい。とりわけ、不特定多数の人々に開かれた形で営業されている入浴施設、さらには温泉という一種の公共性を有する資源を利用して営業する入浴施設では、利用客を選ぶ自由が無制限には認められず、むしろ利用客選択の自由は相応の制限に服しようと考えられる。以上から一律の入浴拒否という手段は困難であるように思われる。

### 4 結びにかえて

以上で本稿の考察を終える。本稿は次の三



点を指摘した。第一に入れ墨の自由が憲法上保護されうること、ゆえに第二に入浴規制の目的及び手段が憲法上保障された人権との関係でその合理性を問われうること、そして第三に憲法上保障された人権との関係では少なくとも手段レベルで合理性を肯認しがたい入浴規制が存在すること、である。

外国人旅行者が増加の一途をたどる中、また、日本国内にあっても価値観が多様化する中、入れ墨がある者の温泉への入浴をどのように受け容れるかという問題はますます重要度を高めるであろう。本稿の拙い考察がその解決に多少とも貢献できることを願う。

#### 追記

本稿は、本学会第1回秋季研究会（2019年11月17日開催、於・長野県松本市浅間温泉）での本稿と同名の報告原稿の論旨に変更なく、注記の補筆及び修正を行ったものである。拙い報告に貴重なご指摘や現場のご意見を賜ったことに深謝する。

なお、観光庁・前掲注1)を検討した別稿を公表する予定である（『流経法学』（流通経済大学法学部紀要）第19巻第2号（2020年2月刊行予定）所収）。併せてご参観を乞う。

#### 注・参考文献

- 1) 観光庁（2016）：<https://www.mlit.go.jp/common/001123194.pdf>（2020年1月13日閲覧）。
- 2) 吉岡郁夫（1996）：『いれずみ（文身）の人類学』雄山閣出版、208-210頁。
- 3) 山本芳美（2005）：『イれズミの世界』河出書房新社、35-38頁。
- 4) 小野友道（2010）：『いれずみの文化誌』河出書房新社、179-184頁。

## 書 評

## 森本兼曩・阿岸祐幸編：『温泉・森林浴と健康』

大修館書店 209頁 2019年10月  
定価 1,600円(税別)

温泉や森林は、人の体にどう作用し、それをどのように活かせばいいのか。「自然の癒しから未病予防医学へ」との副題が付いたこちらの著書には、より積極的に自然を活用していくための事例が散りばめられている。

本書は、全9章と7本のコラムからなる。長くヨーロッパの温泉医学を日本に伝え続けてきた本学会メンバーでもある阿岸祐幸氏をはじめ、温泉あるいは森林医学を第一線で研究し続けているドクター24名が各章、コラムを分担執筆している。

各章のタイトルは以下の通り。「第1章 森林のもつ健康効果への注目と森林医学」「第2章 自然資源の活用で健康づくりー温泉・気候療法」「第3章 温泉による健康への効果」「第4章 森林浴による健康への効果」「第5章 地域の森林を活用した健康づくり」「第6章 温泉が健康づくりに友好的科学的根拠」「第7章 日本各地における温泉・森林を活用した健康づくり」「第8章 旅行と健康ーヘルスツーリズムの展開」「第9章 ドイツにおける温泉・気候療法」。

どの章もそれぞれ、専門家による名講義を拝聴しているかのような読み応えがある。データや根拠が簡潔に示されていて門外漢にも分かりやすい。

たとえば第3章、早坂信哉氏による温泉の温熱効果による血流の改善については、「皮膚付近で温められた(中略)血液は約1分で全身を1周するので、温められた血液によって体内深くの核心温または深部体温といわれる体温も上昇する。結果として全身の血流が改善する」と明快に説明されている。

森林や温泉地での事例についても幅広く紹介されている。上原巖氏の執筆した第5章の

「森林を活用した健康づくり」では、障害を抱えた方々が放置林の整備をすることで、結果、これが森林療法へと繋がっていった事例や、精神疾患、認知症の改善に森林での作業が役立っているケースが紹介されており、森が有する可能性の大きさに明るい希望が感じられた。

第6章では上岡洋晴氏により、温泉の活用が要介護状態や死亡率にどのような影響をもたらすのかについて約10年間、追跡した結果が紹介されている。2週間に一度、水中運動や温泉入浴をするグループと、しないグループとで、生存率(要介護度2以上を含む)が大きく異なっていることに驚く。第7章では、秋田県大湯温泉、栃木県塩原温泉、群馬県草津温泉、長野県東御市「身体教育医学研究所」、静岡県熱海温泉、富山県「富山市立角川介護予防センター」など、温泉地等で実施されている健康づくりの事例について、各フィールドで指導的な立場にある医師らによって説明がある。

日本でも、温泉や森林に対する医学的なエビデンスや事例が、意外に多くあるというのは、嬉しい驚きであった。一方で、それらが一般にはまだまだ知られておらず、組織だった動きにもなっていない。本書の出版が、もしかするとその端緒になるのかもしれないと思いつつ、編著者でもある阿岸祐幸氏が、いくつになっても頭脳明晰、身体頑強で、探究心に富んでいるご様子は、自然療法を志す人たちの生きたお手本でもあるように思える。幸せな長生きを目指したい人にもオススメの一冊だ。

(西村理恵)

## 温泉地情報

### 地震被害から復興へ ホットな地域づくり—島根県三瓶山地域

高橋秀明 (新聞社勤務)

#### 1 三瓶山地域の温泉状況

##### (1) 島根県西部地震被害からの復興へ

東西に長い島根県のほぼ中央に位置し、茶褐色に濁る湯が山麓から毎分約3000リットル(推計)も自噴する大田市の三瓶温泉。国定公園に指定された三瓶山は、登山やレジャーなど年間60万人(2017年)が訪れる中国地方有数の観光スポットである。2018年4月に震度5強を記録した県西部地震から間もなく2年。改修や休業を強いられていた宿泊・観光施設に再生の動きが出始め、今年5月には「第71回全国植樹祭」が天皇皇后両陛下を招き、北の原一帯で開かれる。温泉ソムリエの資格認定講座も2016年から毎年開かれ、有志が2カ所ある共同浴場の活性化にも着手。眺望や地元グルメを生かした若者ターゲットのイベントも人気で、ワイナリーのオープンなどホットな地域づくりが進んでいる。

##### (2) 温泉施設のリニューアルや再開

県西部地震が起きた時点で宿泊施設は、「国民宿舎さんべ荘」「四季の宿 さひめ野」「湯元旅館」の3カ所が営業していた。うち被害が最も大きく、休業が続いていた湯元旅館は、この春以降をメドに建物を新築し、カフェと日帰り温泉入浴で営業を再開する予定である。「ドバドバ」の湯量や「オレンジ色の湯の花」がユニークだった浴室は残っており、そのまま活用できるかどうかは未定だが、オーナーの意欲と温泉ファンの願いが実った形となった。クラウドファンディングも検討中という。

さんべ荘も、被災後は建物を応急修理して営業を続けたが、施設老朽化やバリアフリー化に対応するため約1年間休業後、この3月1日にリニューアルオープンする。ベッドの

部屋が増えるほか、浴室も自慢の酒樽風呂の配置を変えたり、脱衣場を広くしたりなど、30～36℃(季節によって)のぬるめの源泉を楽しめる仕組みもそのまま。露天風呂から夜空に浮かぶ星空を楽しめる趣向も用意するという。

##### (3) 「鶴亀」共同浴場の活性化に弾み

三瓶山南側の温泉街には、かつて「志学温泉」として親しまれた「鶴の湯」「亀の湯」の共同浴場2カ所が地域の運営で営業している。建物や浴室も昔ながらの雰囲気を残しており、山麓から湧出する源泉を鶴の湯は加熱で、亀の湯は夕方まではそのままのぬるめの湯で楽しめる。料金は300円。泉質はナトリウム-塩化物泉。鉄分を含むため茶褐色に濁り、さらりとした肌触りが心地よい。

地震で大きな被害はなかったが、「味わいあるこの共同浴場を生かそう」と地域住民ら有志が活性化へ動き出した。別府や東京などの共同浴場の取り組みを学ぶ機会や温泉ソムリエとの交流会を企画。アイデアを出し合い、鶴亀の名称を生かしたデザインのロゴマークを昨年、一般募集して作成した。

毎月1回、土日に「風呂の日」を設定し、ユズやエゴマ、リングなど季節湯イベントを開催。鶴と亀のイラストを生かした共通のロゴマークを作成し、のれんやポスター、フェイスブックなどSNSでもPRしている。夏に風鈴を建物に飾って涼やかさを演出するイベント「ふうりんおんせん」も定着し、利用者増へ力を入れている。

#### 2 イベントと温泉活用の取り組み

##### (1) 景色とグルメを楽しむイベント

三瓶山のイベントで好評なのが、「天空の

朝ごはん」だ。山頂で美しい景色と日の出を見ながらこだわりのパンやコーヒーで朝食が楽しめる。期間は4～11月で月1回。3年前に始まり、26回を数える。地元のドイツパン店や洋食店などがコラボし、50人の定員はいつもいっぱいになる。「朝日の浮かび上がる景色に感動した」など若者層の参加が目立つ。休止中だった観光リフトも4月には再開予定で、新規集客につなげている。

また、2018年にはワインの製造・販売とレストランを運営する「石見ワイナリー」が東の原にオープンした。同社は隣的美郷町の宿泊施設「潮温泉大和荘」のリニューアルも手掛け、ワインを核にした新しいスタイルのホテルに2021年に生まれ変わる予定である。

## (2) スタンプラリーや貸し切り湯も

「三瓶山温泉郷スタンプラリー」（さんべ荘運営）も3月に新たに始まる。大田市三瓶町、美郷町、飯南町、雲南市に加え、川本町の1施設が加わり、全11施設。「千原温泉湯谷湯治場」（美郷町）、湯抱温泉「中村旅館」（同）、「小屋原温泉熊谷旅館」（三瓶町）など温泉ファンに人気の「秘湯」も健在だ。

ラリー以外では、三瓶町と同じ大田市にある温泉津温泉も、共同浴場「元湯」が改修工事を終えて年初から営業を再開。「薬師湯」にも向かいの別館に新しい貸し切り湯が昨年加わった。「手を加えていない」という床や

湯船に付着した温泉成分のコテコテな析出模様が人気を呼びつつある。

## (3) 観光資源へ源泉調査を生かす

三瓶山は関西でも数少ない活火山で、湧出量は全体で毎分3000リットルにも及ぶとも言われている。孫三瓶山と日影山に囲まれた山麓にある市が管理する4つの泉源のほか、過去に利用されていた鉱泉などの調査も関係者らが進める。許可を得て源泉調査に同行させてもらったが、湯気がほのかに山裾から立ち上がり、豪快な音とともに湯があふれ流れる様子は圧巻で、温泉資産としても価値は高い。ちなみに三瓶山の主峰、男三瓶山の標高は1126m。「いいふる」の語呂合わせと重なる。「観光資源として大切にしていきたい」と意気込む地域の取り組みに今後、注目していきたい。



写真1 3月リニューアルオープンへ改修が進む「国民宿舎さんべ荘」露天風呂  
(注) 筆者撮影。



写真2 昇る朝日を愛でながらこだわりの朝食を楽しむ「天空の朝ごはん」  
(注) 事務局提供。



## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第34回研究発表大会・総会

2020年5月31日(日)・6月1日(月)の2日間、日本温泉地域学会第34回研究発表大会・総会を群馬県中之条町の四万温泉にて開催します。

群馬県北西部に位置し、上信越高原国立公園内にある四万温泉は、最も早く1954(昭和29)年に国民保養温泉地第1号に指定された温泉地として知られています。罅穴が見られる四万川の清流に沿って温泉街は温泉口、山口、新湯、ゆずりは、日向見の5つの地区にわたって細長く伸び、41か所を数える泉源は今もその大半が貴重な自然湧出泉で、四万川沿いに集中しています。四万温泉の総湧出量は毎分3,000～4,000Lと豊富で、泉温は26℃～84℃、泉質はナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉とアルカリ性単純温泉です。

四万温泉の歴史は古く、発祥の地とされる日向見地区には国重要文化財の日向見薬師堂、開湯伝承を伝える共同浴場「御夢想の湯」があります。また、新湯地区には江戸・元禄年間に建てられた現存する日本最古の木造湯宿建築が保たれています。各地区には共同浴場のほかに飲泉所が設けられ、伝統的な飲泉文化も体験できます。

このたびの四万温泉での大会開催ならびに宿泊には当学会賛助会員である四万温泉協会の協力をいただきました。第一日目に理事会・総会もありますので奮って参加ください。

### 日本温泉地域学会第34回研究発表大会・総会スケジュール

開催温泉地：群馬県中之条町四万温泉 〒377-0601 中之条町大字四万

開催日：2020年5月31日(日)・6月1日(月)

大会会場：四万やまぐち館 中之条町大字四万甲3876-1 TEL0279-64-2011  
FAX0279-64-2874

宿泊施設：四万やまぐち館

懇親会場：四万やまぐち館

集合・受付：5月31日(日)11時～ 四万やまぐち館

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円

懇親会費：6,000円(学生4,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれています。今回は懇親会費(懇親会のみ参加)をそれぞれ1,000円高くしていますが、了承ください。

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋(12畳)4名利用基本で一人当たり料金12,000円(消費税+入湯税込。以下同)です。なお、一人一室希望の場合は追加料金1万円、二人一室は追加料金3,000円(各自)です。

参加申込：参加者は4月24日(金)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、参加内訳を具体的に明記して払い込んでください。

交通案内：主な交通アクセスは、東京方面からは特急草津31号(休祝日運転)上野駅9時00分発中之条駅11時00分着、中之条駅11時05分発の四万温泉行きバスで山口バス停(四万やまぐち館前)11時33分着。特急草津1号上野駅10時00分発中之条駅11時57分着、中之条駅12時02分発の四万温泉行

きバスで山口バス停12時30分着。東京駅八重洲通り9時00分発の四万温泉行き関越交通高速バスで山口バス停12時26分着。

帰りは、四万温泉バス停12時42分発中之条駅13時22分着、特急草津2号中之条駅13時28分発、上野駅15時26分着など。

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を4月24日(金)必着で前納ください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円)未納の場合は同時に振り込んでください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(宿泊費・参加費・懇親会費、1名1室または2名1室の場合はその旨を、また年会費振込の場合は年度の内訳)を必ず記入ください。内訳が示されていないと、学会事務局が大変苦勞しますので協力ください。

学会指定宿泊+学会参加： 12,000+2,000=14,000円(学生：13,000円)

懇親会参加+学会参加： 6,000+2,000=8,000円(学生：5,000円)

学会参加のみ： 2,000円(学生：1,000円)

郵便振替口座番号：00190-6-462149

加入者名：日本温泉地域学会

## 日程

5月31日(日) 理事会、総会、研究発表大会、懇親会(四万やまぐち館)

11:00 四万やまぐち館にて受付開始

12:00 理事会

13:00 総会

13:40 研究発表大会と講演

18:30 懇親会

6月1日(月) 四万温泉現地視察会

9:00 視察会出発。四万やまぐち館から奥四万湖・日向見地区までマイクロバス2台でピストン輸送～日向見薬師堂～御夢想の湯～新湯地区ほか

12:00 午前中に視察会終了、現地解散

## 研究発表大会・総会プログラム

5月31日(日)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：長島秀行(東京理科大学名誉教授)

13:40～14:00 飯尾守(パースケア)・水沼一英(群馬県東毛産業技術センター独立研究員)：「冬期入浴時のヒートショック対策及び有用な情報を提供するIoTバスマットの開発」

14:00～14:20 中村毅(小山田記念温泉病院)・阿岸祐幸(健康保養地医学研究所)：「黒い森の温泉保養地における健康・療養への自然資源活用」

14:20～14:40 大國道夫(都市・建築総合研究所)：「ドイツ・オーストリア温泉保養地の持続的発展についての考察～主にバートライヘンハルとバートイシュルについて」

14:40～14:50 休憩

座長：池永正人(長崎国際大学)

14:50～15:10 進藤和子(温泉ライター)：「海浜保養地の雰囲気に残る時期の鎌倉の温泉と潮湯(海水温浴)」

15:10～15:30 清水恵介(日本大学)：「温泉“権”論の眺め方—鷹の湯事件を起点として」

15:30～15:50 甘露寺泰雄(中央温泉研究所)・堀川有(株式会社湯守)：「中村はな著『茨城の鉱泉めぐり、昭和44年』から見えてくる冷鉱泉の湯治」

15:50～16:00 休憩

講演(公開)

16:00～16:30 宮崎博行(四万温泉協会事務局長)「四万温泉における観光振興への取り組みの事例」

16:30～17:00 宮崎信雄(ぐんま総合情報センター アドバイザー)「群馬県の観光と温泉の現況」

- 上記の四万温泉での自由論題発表者は、大会発表要旨集ワード原稿(各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を4月15日(水)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。

- 2020年秋季の日本温泉地域学会第二回秋季研究会の開催日程と開催地が決まりました。2020年11月7日(土)・8日(日)の2日間、秋田県乳頭温泉郷の「休暇村乳頭温泉郷」にて開催します。詳細は次号で案内しますが、第一日目の11月7日(土曜)午後1時30分から研究会開催の予定です。夜は懇親会、第二日目午前中に乳頭温泉郷のすべての温泉を巡る現地視察会を行います。

- 初めての秋季の取り組みとなった日本温泉地域学会第一回秋季研究会は2019年11月17日(日)・18日(月)の両日、好天に恵まれて長野県松本市浅間温泉にて開催されました。開催と運営にあたっては地元長野の徳永昭行理事に尽力いただきました。あらためて感謝申し上げます。

参加者は59名で、「温泉入浴の場における入れ墨・タトゥーを考える」を研究テーマに、歴史と入れ墨へのまなざしを概観する発表、フィールドワークからや観光分野専攻の学生アンケートをふまえた発表、実際に受け入れている温泉施設からの問題提起、国と温泉自治体の対応についての報告、そして憲法からの視点も提起され、現実的課題に対するじつに多様で有意義な論議の場となりました。研究会発表のうち、2つの要旨原稿を今号に掲載していますので参照ください。

- 2020年2月14日(金)から16日(日)まで静岡県熱海市熱海温泉の起雲閣音楽サロンを会場に、熱海市と当学会の主催で第9回温シェルジェ & 第5回温泉観光士養成講座が開催されました。全国から参加したりピーターを含む受講者は60名で、2日半にわたって10の講座と最終日の温泉学野外実習を熱心に受講し、試験を受けた後、全員に認定証が渡されました。いつも温かい心配りで企画・運営に携わってくださった熱海養生法実行委員会の皆様、後援いただいた熱海温泉組合に深く感謝申し上げます。

- 2019年9月26日(木)から28日(土)まで二日半の日程で群馬県草津温泉の草津町役場大会議室を会場に、第16回草津「温泉観光士」養成講座が開催されました。これまでは申込締切日

以降も受け付けましたが、役場が8月7日に急遽受付を締め切ったので受講者は34名ほどでした。しかし地元の若女将たちのリピーター参加もあり、全員が熱心に受講し、野外実習では受講者の協力を得て中和工場の内部見学も実現しました。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第35号(2020年9月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程と執筆要領(学会ホームページに掲載)**に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。

投稿規定や学会誌のフォーマットに適さないかたちで作成された図版(図表・写真)を本文ワード原稿に貼り付けた状態の原稿のみ送付されると、修正が困難で編集作業も大変です。そうした貼り付け原稿はあくまで仕上がりイメージを示すもので、それとは別に本体のワード原稿に図版の掲載位置とスペース(段組×行数)を赤字指定してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。各号の原稿送付締切日についても、編集作業の負担を減らすためこれまでより早めに前倒しました。次号**第35号への原稿送付締切は7月1日(水)**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたもののから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第33号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール(mikenaga@niu.ac.jp)またはファクスにて申込みください。頒価は、第26号以前の号については10周年記念特集号(第20号)を除き、値下げして一冊1,000円(送料別)です。
- 2019年3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』は、一般読者からも好評で注文が相次ぎ、引き続き頒価1,000円で販売しています。20冊単位での割引販売委託も行いますので、学会事務局までメールかファクスにて連絡ください。
- **住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。**郵便局には住所変更届を出しても、学会誌は宅配業者のメール便にて発送していますので、毎号「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから閲覧するようにお願いします。
- 当学会創設翌年の2004年から昨年まで16回にわたり毎年秋、当学会主催・草津町後援のもと草津温泉で開催してきた草津「温泉観光士」養成講座は、昨年8月に草津町長の指示で町が「後援を打ち切る」と突如通告してきたため、今後草津温泉では開催しないことになりました。温泉観光士養成講座は開催地の地元温泉・観光関係者が広く温泉を理解する機会となり、また2日半にわたる講座に全国から受講者が参加するため体験学習型温泉地連泊滞在を促す好例となっており、開催温泉地にPR効果のみならず経済的実益をもたらしてきました。今後はこうした温泉観光士養成講座の意義を理解される温泉地や大学等で講座を開催する方向で進めていきます。



# Journal of Studies on Spa Regions

No.34  
2020.3

## contents

### Articles

A Study of the Bathing Support Activities for Victims in Kobe City  
and Arima Spa due to the Great Hanshin-Awaji Earthquake  
..... Shinichiro OKAMURA (1)

Youth Attitude toward People with Tattoo in Hot Spring Bathing Facilities:  
A Survey for University Students Majoring in Tourism  
..... Yuji TAKAHASHI (13)

### Research Notes

A Study on Sustainable Development of Hot Spring Health Resort Towns  
Around Munich and Salzburg in Germany and Austria ..... Michio OKUNI (25)

Thinking about the Revisit to Spas Motivated with Nostalgia  
– A Case Study on Hijiori Hot Springs Area in Yamagata Prefecture –  
..... Keisuke NAGAOKA (33)

### Research Presentations

Tattoos from a Japanese Perspective with a focus on Tattoo Regulations  
..... Tomomichi ONO (41)

Adequacy of Regulation for Person Having Tattoos in Public Bath:  
Consideration from a Perspective of Constitutional Rights ..... Satoshi MAEDA (45)

### Book Review

Kanehisa Morimoto & Yuko Agishi 『Hot Spring, Forest Bathing and Health』  
..... Rie NISHIMURA (49)

### News on Spa

Recovering from Earthquake Damage and Hot Planning to Regional  
Development at Sanbe-san Area in Shimane Prefecture ..... Hideaki TAKAHASHI (50)

Notes and News ..... (52)